

平成29年12月15日

1. 出席議員

1 番	杉原元博	9 番	伊東茂
2 番	片渕清次郎	11 番	光武学
3 番	樋口作二	12 番	徳村博紀
4 番	中村和典	13 番	福井正
5 番	松田義太	14 番	松尾征子
6 番	中村一堯	15 番	角田一美
7 番	稲富雅和	16 番	松尾勝利
8 番	勝屋弘貞		

2. 欠席議員

10 番 松本末治

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	橋村直子
事務局長補佐	高本将行
議事管理係長	迎英昭

#### 4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	藤	田	洋	一郎
教	育	江	島	秀	隆
総	務	有	森	弘	茂
総	務	納	塚	眞	琴
市	民	有	森	滋	樹
産	業	橋	村		勉
建	設	栗	林	雅	彦
会	計	吉	田	範	昭
総	務	大	代	昌	浩
人	権	江	口	清	一
企	画	土	井	正	昭
企	画	川	原	逸	生
市	民	幸	尾	か	おる
税	務	中	島	憲	次
福	祉	染	川	康	輔
保	険	田	崎		靖
農	林	下	村	浩	信
産	業	橋	口		浩
商	工	藤	家		隆
産	業	江	島	裕	臣
都	市	岩	下	善	孝
都	市	岸	川		修
環	境	山	浦	康	則
水	道	広	瀬	義	樹
教	育	寺	山	靖	久
教	育	針	長	三	州
生	涯	山	崎	公	和

平成29年12月15日（金）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

平成29年鹿島市議会12月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
8	4 中 村 和 典	<p>1. 鹿島市緊急農業振興プロジェクト会議の動きについて</p> <p>(1) 農業競争力強化対策・新たな農地制度・中山間地活性化・鳥獣被害対策について、各班の取り組み状況は</p> <p>(2) 現場の問題点・現場の状況・現場の意見は</p> <p>(3) 外部アドバイザーの選考方法及びアドバイザーからの意見は</p> <p>(4) プロジェクト会議の取り組みによって、何が見えてきたのか</p> <p>(5) 新年度予算に反映するものは</p> <p>2. 鳥獣被害対策のさらなる強化について</p> <p>(1) 議会報告会における市民の声</p> <p>(2) イノシシ等の駆除対策及び処理状況は</p> <p>(3) 解体処理施設の進捗状況は</p> <p>(4) 猟友会への活動助成対策は</p> <p>3. 小中学校における部活動の現状と課題について</p> <p>(1) 市内における社会体育、学校体育の現状は</p> <p>(2) 部活動の活動日数と活動時間は</p> <p>(3) 指導者や保護者からの意向調査は</p> <p>(4) 休養日の設定や適正な部活動を進めるための課題は</p> <p>(5) 教育委員会との係わりは</p>
9	9 伊 東 茂	<p>1. 議会報告会で最も多かった質問。「イノシシ被害対策について」</p> <p>(1) イノシシによる農作物の被害は年々、悪化の一途を辿る。行政の対応が不十分との意見が多いが実情を把握しているのか？</p> <p>(2) 現在のイノシシ駆除への補助金でイノシシの発生を減らすことが出来るのか？</p> <p>(3) 鹿島藤津地域有害鳥獣広域駆除対策協議会は機能しているのか？</p> <p>(4) 今後、住宅地への侵入、人体への被害が現実味をおびている。行政の本気度を問う。</p> <p>2. 祐徳門前観光案内所について</p> <p>(1) 現在、祐徳門前観光案内所は閉鎖されているがなぜか？</p> <p>(2) 祐徳神社から浜宿、酒蔵通りへ観光に訪れる客が案内看板も分かりづらい上に観光案内所が閉鎖されているため、ルートが分からず迷う実情を把握しているのか？</p> <p>(3) インバウンド効果により海外からの観光客が増加傾向な時に、機能しない観光案内所は理解しがたい。</p>

順番	議員名	質問要旨
10	8 勝屋 弘 貞	<p>1. 鹿島市における地域共生社会の実現に向けた取り組み</p> <p>(1) 第二次鹿島市地域福祉（活動）計画について</p> <p>① 第一次鹿島市地域福祉（活動）計画をP D C Aサイクルで改め、力を入れたところ</p> <p>② 参考資料、アンケート調査をふまえて</p> <p>③ 市と社会福祉協議会との連携について</p> <p>(2) 生活支援体制整備事業について</p> <p>① 鹿島市の課題・問題点をどうとらえているか</p> <p>② 地域包括ケアシステムとは</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域ごとの取り組みについて</li> <li>・ リーダーの養成</li> <li>・ 意識改革 ～互助という考え～</li> </ul>

午前10時 開議

○議長（松尾勝利君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（松尾勝利君）

本日の日程は、お手元の議事日程どおり一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。4番中村和典議員。

○4番（中村和典君）

皆様おはようございます。4番議員の中村和典でございます。一般質問は本日が最終日となりますが、通告に従いまして一般質問を行います。

今回は、次の3点について質問をいたします。

1つ目は、鹿島市緊急農業振興プロジェクト会議の動きについて、2つ目は、昨年9月定例会で質問をいたしました鳥獣被害対策のさらなる強化について、3点目は、小・中学校における部活動の現状と課題についてでございます。

市長は、ちょうど1年前の12月定例会開会日の演告の中で、鹿島市緊急農業振興プロジェクト会議の立ち上げについて、こう述べられております。

T P Pや農業後継者問題、新たな農政の方向性などの課題に対応し、農業新時代に向けた取り組みを推進していくために、庁内に「鹿島市緊急農業振興プロジェクト」を立ち上げました。

内容として、農業農村を取り巻く情勢を見てみると、平成28年度は農業委員会制度の改正に始まり、稼ぐ農業への転換、T P P参加への国会承認、農協制度の改革など、新たな農政改革が進んでおります。

このような状況に対して、しっかりとした目標を設定し、さらには新規就農者、女性農業者、そして中核的農業者が「やりがいのある稼ぐ農業」に取り組んでいただくために、11月2日にこのプロジェクト会議が発足したということで説明をされております。

なお、この会議では、「T P P対策へ向けた取り組み」「新しい農地制度への対応」「中山間地の農業振興対策」「鳥獣被害防止対策」の課題を中心に、現場の意見を聞き、状況を把握した上で生きた施策となるよう、また、「稼ぐ農業・もうける地域農業」を目指していきけるようにと活動を開始したところでございます。

今後は本市の特徴を生かし、現場に根づいた農業施策に取り組んでいかなければならないと考えておりますと、力強く農業振興に取り組む決意を述べられています。

私も議員になって、日ごろから農業や農村の振興対策について執行部に質問をしてまいりましたので、市長みずから積極的にこのプロジェクト会議を立ち上げられたことに感謝し、この1年間、取り組みの成果を期待してまいりました。

そこで、質問をいたします。

競争力強化、新しい農地制度、中山間地活性化、鳥獣被害対策、この4つのチームがこれまでどのような取り組みをなされてきたのか、お伺いします。

次に、鳥獣被害対策のさらなる強化について質問をいたします。

この質問につきましては、昨年9月定例会で私の一般質問及び本年3月定例会における稲富雅和議員の一般質問を補強する立場で行います。

私は議員になって、この3年間、イノシシの被害対策について、一般質問や予算、決算の委員会など、あらゆる機会を捉えて執行部に対し質問や要望を行ってまいりました。また、8月21日、23日、28日に市内6地区で開催しました市民と議員の意見交換会に、私は能古見地区、七浦地区、古枝地区に出席をいたしました。そのときの市民の声として、農業問題もさることながら、イノシシの駆除対策に対する要望や意見がたくさん出されたことにびっくりしました。

一例を申し上げますと、イノシシの被害で安心して農業経営ができない、徹底した駆除を警備会社や自衛隊に委託することはできないのか、被害を防止するための補助事業が理にかなっていない、また、防止策のための労力と経費がかさみ、経営に影響を与えているなどの強い意見が出されました。毎日朝早くから夕方暗くなるまで、雨の日も風の日も、イノシシの捕獲に頑張っている猟友会の有害鳥獣駆除実施隊の皆様に感謝の意を込めながら質問をいたします。

過去10年間の地区別のイノシシの捕獲実績と報償金の実績はどのようになっているのか、また、過去8年間の市単独補助事業の実績はどのようになっているのか、過去5年間で国の交付金事業を利用してワイヤーメッシュ柵を設置された実績はどのようになっているのか、この3点についてお伺いします。

最後の項目、小・中学校における部活動の現状と課題について質問をいたします。

先月、私たち議員に対し、9月1日に開催された第17回鹿島市総合教育戦略会議議事録の概要版が配付されました。

早速、目を通してみますと、教職員の多忙化の解消に向けた具体的な施策についての報告記事でありました。

また、その中に、前回7月11日に、学校現場の現状と教職員の働き方について、市内の小・中学校の校長先生の意見を聞いた、また、現場の状況についてさまざまな提案とか意見が出されたと記述されてありました。

この件につきましては、一昨日の松尾征子議員の質問に対し、多忙化の実態が詳しく報告されましたので、私のほうからは小・中学校における部活動の現状と課題について質問をいたします。

まず、市内の小・中学校における社会体育及び学校体育の現状はどうなっているのか、お伺いをいたします。

以上で総括質疑を終わります。

なお、一問一答につきましては、通告項目の(2)以降の順序で行いますので、よろしくお願いいたします。

#### ○議長（松尾勝利君）

執行部の答弁を求めます。下村農林水産課長。

#### ○農林水産課長（下村浩信君）

それでは、中村議員の質問にお答えをいたします。

まず最初に、鹿島市緊急農業振興プロジェクト会議の動きについてでございます。

平成28年度から30年度までの事業期間で、農業農村を取り巻く状況、これは高齢化や担い手の確保等の人的課題や荒廃地の増加や鳥獣被害といった環境問題、農業経営の安定を図るための営農支援と多岐にわたる課題がありまして、それを緊急的に早急に対応策をとるために緊急農業振興プロジェクトを設置し、取り組みを行うこととしているものでございます。

それでは、それぞれのチームの活動について御報告を申し上げます。

まず、農業競争力強化チーム、これは農業所得向上、経営環境を整備することが目的といたしております。

項目といたしましては、人材力強化対策として、鹿島市意欲ある新規就農者定着支援事業を創設いたしました。これは農業次世代人材投資資金——国の事業でございますが、これに該当しない新規就農者の方に月額30千円を助成し、現在、新規就農者4名に支給を決定しているところでございます。

次に、戦略的輸出处整備ということで、カナダ向けミカンの鮮度試験等の計画をいたしております。佐賀県輸出協議会との協議を行い、市内農産物の輸出についての検討を行って

いるところでございます。

3つ目に、飼料用米の推進ということで、生育状況の調査等を行うようにしております。また、農業版ビジネスサポートセンター設置ということで、来年度から新たに農業経営の相談窓口を設ける計画をいたしているところでございます。

続きまして、新しい農地制度チームでございます。

これは、農地中間管理事業の周知及び取り組みの推進を目的といたしているところでございます。こういった事業の広報並びに農家と中間管理機構との連絡調整、そして機構関連圃場整備の情報共有をいたしているところでございます。

続きまして、中山間地活性化チームでございます。

中山間地農業の生産プランの創造及び荒廃地抑制による山村集落景観の向上を目的といたしております。

まず、ドローンを使った優良農地のゾーニングや農地ののり面等の維持管理労力の低減の実証、これは産業支援課の管轄で海道しるべの事業でございますが、センチピードグラスという芝を植えつける支援を行ったところです。

3つ目に、中山間地域休耕田等利用促進事業、これは樹園地を除く水田を予定しておりますが、休耕田を活用していく、そういう事業でございます。

4つ目に、鹿島市ブランド米の推進事業ということで、棚田米等の生産振興を図るべく検討を重ねているところでございます。

最後のチーム、鳥獣被害対策チームでございます。

侵入防止柵設置強化及び忌避剤や解体処理施設運営助言と有効活用策についてが目的でございます。

侵入防止対策としましては、農業施設等の防護対策事業の説明と取り組みの推進を行っているところでございます。

また、駆除対策としましては、モデル圃場による防除柵、箱わな設置による実証と啓発を行っているところでございます。

最後に、捕獲物の活用ということで、解体施設等の導入に向けての獣肉活用の検証をいたしているところでございます。

以上が緊急農業振興プロジェクトの活動状況でございます。

次に、イノシシの御質問、お尋ねでございます。

イノシシの捕獲実績の10年間の統計をとっておりますが、平成20年326頭、平成21年252頭、平成22年449頭、平成23年432頭、平成24年452頭、平成25年706頭、平成26年791頭、平成27年992頭、平成28年942頭、そして本年度が11月末現在で516頭でございます。

なお、平成25年度から706頭と数がふえていることに関しましては、猟期においても捕獲のほうの補助を行うように変更いたしておりますので、猟期外プラス猟期、猟期が11月から

3月までですね、この分が加わっている関係上、25年度からふえているということでございます。

次に、8年間の市の単独事業ということで、電気柵あるいはワイヤーメッシュの補助を行っております。

これにつきましては、現在2分の1の補助を上限額事業費400千円まで、要するに200千円までの補助が出る事業でございます。

それから、免許取得に関して補助も行っておりますので、その分も合わせますと、平成22年度の補助金1,642千円、平成23年度6,234千円、平成24年度4,672千円、平成25年度3,332千円、平成26年度5,318千円、平成27年度3,177千円、平成28年度2,311千円、そして29年度は11月末日現在で2,583千円、合計の19,269千円の支給を、補助金を交付いたしておるところでございます。

続きまして、ワイヤーメッシュの御質問でございました。過去5年間ということでございます。

平成25年度、事業費5,036,511円、これは全て補助で行っておりまして、自己負担額はございません。平成26年度12,580千円、同じく自己負担ゼロ。平成27年度1,203,775円、自己負担ゼロ。平成28年度468,683円、自己負担ゼロ。平成29年度は、現在、延長5,140メートルを3地区で予定いたしておりまして、入札後、支給、交付するようにいたしておるところでございます。

以上で私のほうからは答弁を終わります。

**○議長（松尾勝利君）**

山崎生涯学習課長。

**○生涯学習課長（山崎公和君）**

小・中学校における社会体育、学校体育の現状はというお尋ねにお答えをいたします。

私のほうからは、小学校の社会体育、クラブ活動のほうを説明いたします。

市内の小学生の学校単位でのクラブ活動の状況については、まず、小学生のクラブ活動につきましては、クラブの構成としては小学校の地区単位で組織されているものが増えていますが、学校活動とは別のスポーツ少年団などの社会体育の活動となります。

基本的に、指導者については地域の方などがボランティアで監督やコーチとして指導をいただいておりますが、一部の種目につきましては教職員の方がボランティアとして指導をいただいているものもあります。

市内の小学生が所属するスポーツクラブや団体の中で、議員がお尋ねである小学校単位での活動について説明をいたします。

現在、小学校単位で活動されているクラブ活動の種目は5種目あります。種目は、野球、サッカー、少女バレーボール、剣道、ソフトテニスとなっております。



種目ごとで説明をいたしますと、少年野球は今現在、全部で6団体です。もともとは全小学校区それぞれに単独で7チームありましたが、現在は浜と七浦が合併をして6チームになっております。

サッカーにつきましては、鹿島と古枝が地区単位での活動となっておりますが、両チームとも市内のほかの小学校からの加入者が一部いらっしゃる状態です。浜と七浦は合併をして、北鹿島と、それから市外になりますが、多良小学校が合併して活動をされております。サッカーにつきましては学校単位ではなくて、そのほかに、市内の数校の小学生を含んだ、嬉野市や有明の小学生も一緒になったクラブチームの活動もあります。

少女バレーボールにつきましては、全小学校区1つずつの7チームになっております。

剣道は、現在5団体ということで、能古見、古枝、明倫はそれぞれ単独で構成をされております。浜と七浦が合併をして、それから鹿島と北鹿島は三道会で一緒に活動をされております。

最後は、ソフトテニスになりますが、ソフトテニスは古枝の1クラブの活動となっております。

以上、基本的には小学校単位、または小学校単位で合併されたクラブの活動となっております。

指導者につきましては、基本的に先ほど申しましたように地域の方等のボランティアになっていますが、バレーボールにつきましては全てのチームがそれぞれの教職員の方にボランティアとして指導をしていただいている状況です。

私のほうからは以上です。

#### ○議長（松尾勝利君）

寺山教育次長。

#### ○教育次長（寺山靖久君）

私のほうからは、中学校における状況について御説明申し上げます。

中学校におけます部活動に関しましては、平成20年3月に告示されました学習指導要領におきまして、学校教育の一環として教育課程等の関連が図られるよう留意することと明記されることによりまして、学校教育の一環として位置づけられているところでございます。

中学校におけます部活動につきましては、運動部の活動、文化部の活動、2種類がございます。

西部中におきましては、運動部の活動が15部、文化部の活動が3部、計の18部ございます。

東部中におきましては、運動部の活動が12部、文化部の活動が1部の13部の状態でございます。

部活への加入状況につきましては、西部中におきましては468人が入部しております。加入率が83.57%という状況でございます。東部中におきましては216人が入部しております、

加入率は86.75%という状況であります。市内全体の中学校で見ますと、84.55%が部活に加入しているという状況でございます。

中学校におきましては、部活につきましては各教員が指導をしているという状況でございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

4番中村和典議員。

○4番（中村和典君）

それでは、ただいま答弁をいただきましたので、これから一問一答でお願いをいたしたいと思っておりますが、まず1番目の緊急農業振興プロジェクト会議についていたしたいと思っております。

今、課長のほうから答弁をいただいたわけですが、当初目標を設定して、それに向かっているいろいろ実施をしていくということで経過を報告していただいたわけですが、樋口市政になられてこの7年間、こういった大きな取り組みは初めてじゃなかったらうかということで記憶しているわけですが、副本部長であられる橋村産業部長に、このプロジェクトチームが1年経過をして、当初の計画に対して予定どおりスムーズに進んでいるのかどうか、その点についてお伺いをしたいと思っております。

○議長（松尾勝利君）

橋村産業部長。

○産業部長（橋村 勉君）

進捗状況という問いですけれども、今現在、それぞれのチームでそれぞれの活動を行っているところでございます。課題が大きいものですから、一筋縄ではいかん部分、要するに、鳥獣被害対策あたりは最近是非常に難しい状況になってきております。

そういったことで、来年度まで実施する予定ですので、現在、中間といたしましては予定どおりということ思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

4番中村和典議員。

○4番（中村和典君）

予定どおりということではあったわけですが、先ほど総括の中で申し上げましたように、各チームの目指す方向として、現場の課題とか問題解決、もう全て現場主義でいきたいというふうな目標を設定されておりましたが、この1年間の中で、現実として現場からどういうふうな声というものをすくい上げておられるのか、そういったものの事例があれば御紹介をいただきたいと思っております。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

それでは、現場の声ということであります。

現場の状況が非常に厳しい状況であるということから、さまざまな意見をいただいております。厳しい状況の中でも、やはり耕作放棄地の増加ということで、農業委員会の調査では約720ヘクタールあるということで、調査、報告を受けております。また、後継者不足や高齢化による労働力不足、鳥獣被害の深刻さ、そういったものが背景にあって、さまざまな意見が寄せられてはおります。

1つ紹介したいのが、集落座談会に出向いたときの意見ということで、競争力強化のほうでは新規品目の選定を検証しておりますが、冬どりタマネギについては、育苗センター等との連携強化をしてほしい、米やミカンと重複するので整理が必要ではないか、夏場に収入が見込める品目が欲しい、あるいは種芋確保が難しいが、フクガシラの作付を拡大してほしい、新規就農者や若手農家がメイン栽培し、経営面が向上するような品目を探してほしい。

それから、海道するべに関しましては、共同開発商品だけではなく、農産物などさまざまな商品を販売できるようにしてほしい、あるいは施設の実績や開発した商品などの情報提供をしてほしいということでございます。

また、農地の集落営農等がございますが、その法人化についての意見がございました。

法人化は、外部オペレーター確保と人件費捻出が必要となり、高齢化し、麦作をしない農家もふえてきている状況で、経済的に成り立つのかどうか、あるいはカントリー単位で法人化したほうがよいのではないかと、法人化の前に個人機械の処分なども検討しなければならないので、まずは機械利用組合設立が優先ではないかという意見でございます。

また、経営所得安定対策につきましては、麦、大豆の交付金が継続されなければ経営は成り立たない、減反政策は30年度で廃止される、米の生産量はどうなるのか、自由に作付してよいのかなど、あるいは減反が廃止になれば一部の県が大量に米をつくることが予想され、供給過剰になり単価が安くなる、国は産地間競争も視野に入れているのではないかと、そういったさまざまな意見が寄せられているということでございます。

○議長（松尾勝利君）

4番中村和典議員。

○4番（中村和典君）

いろいろな現場からの意見があったということで答弁をいただいたわけですが、こういった課題とか問題点について、このプロジェクトの中で、相互検証といいますか、そういったものも項目としてあったかと思いますが、実際そこまで今しているのかどうか、その点について確認をしたいと思っております。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

それでは、検証ということでございます。

プロジェクト会議の取り組みによって、農業競争力強化チームにつきましては、TPP対策の事業実施により野菜・果樹作物の施設整備が図られた、また、本市の根本的な農業政策の見直しを行い、今後の鹿島市農業施策を推進するための国、県の施策についての情報収集、意見交換、現地調査を行い、営農支援対策を検討しております。

今後は、国内外の農業情勢、施策についての情報収集活動、人材力の強化、そういったものの対応を図ることで意見が一致しております。

また、新たな農地制度チームでは、今回、事業を推進することによって、広報等を行ったことによって、農地中間管理事業を利用する農家の方が、数件ではありますが、毎月出てくるようになったということで検証をいたしております。

よって、今後も、まだまだ十分理解されていないところがありますので、こういった活動を続けていきたいという検証をいたしております。

続きまして、中山間地活性化チームでは、各種説明会や研修会に参加して、国や県の今後の地方施策の方向性等、必要な情報を得ることができたということで、また、現地調査や集落座談会において農業者の皆様の意見等を聞くことができた。今後は、新規事業等の事業計画を立案していきたいというふうな検証をいたしております。

最後に、鳥獣被害対策チームでございますが、生き物を殺傷する精神的苦痛と大型のイノシシを箱わな内から軽トラックまで運び出し処分するまでの肉体的な労力を知ることで、猟友会の活動に対する理解を深めることができた。今後、被害対策の軽減を図って本格的にやっていきたいというふうな意見が出ております。

○議長（松尾勝利君）

4番中村和典議員。

○4番（中村和典君）

私の立場から今の状況についてちょっと検証をしておりますと、今回のこのプロジェクトについては、農林水産課、農業委員会、産業支援課ということで、産業部挙げての会議になっているわけですが、私たちが今考えているのが、平常業務が非常に忙しくなっていると、その中でこのプロジェクトの課題について検討していかにかん、前に進めにかんという状況の中で、実際そこら辺の業務についての進捗が果たして目的どおりにいっているのかなという懸念をいたしております。その点について、橋村部長、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

橋村産業部長。

**○産業部長（橋村 勉君）**

お答えいたします。

議員がおっしゃられるとおり、平常業務とダブっての事業の進捗を図らなければなりませんので、打ち合わせ自体を先月の末に、中間段階の担当者レベルの打ち合わせをしながらすり合わせをしております。なぜかといいますと、やはり農業委員会、農林水産課、産業支援課といったダブりの部分がございますので、そこら辺を調整するためには、やっぱり係内、課同士でいろんな打ち合わせが必要ということで、打ち合わせをやっているところでございます。

以上です。

**○議長（松尾勝利君）**

4番中村和典議員。

**○4番（中村和典君）**

このプロジェクト会議のもう一つの特徴として、外部アドバイザーということで、いろんな資格を持った、農業の知識、博識が豊富な方に委嘱をされているということで承知をしているわけですが、16名の外部アドバイザーの方々と意見交換とか情報交換、そういった場を多分実施をされていると思いますが、いつごろそういった意見交換の場を開催されたのか、また、そこでどのような鹿島市の農業についての意見が出されたのか、簡単に教えてください。

**○議長（松尾勝利君）**

橋口農政企画監。

**○産業部農政企画監（橋口 浩君）**

私のほうから、外部アドバイザー等の位置づけについてお答えをしたいと思います。

今まで農林水産課長なり産業部長のほうから御答弁あっておりましたけれども、4つの課題を設定しながら事業を推進しておるところですけれども、やはりしっかりと現場で頑張っておられる方々、農家の方々に、この外部アドバイザー役としてお願いをしております。市内の指導士、昔言っておりました指導の有志の方々、それと農業委員会及び農業団体の代表の方、あと集落営農法人の代表の方、あと地域ごとの中核農家ということで、品目等を考慮し、地域ごとの品目等も考えながらお願いをしておりますし、あと猟友会のほうからも代表ということでお願いをしております。

先ほどありましたように、16名ということで、このうちの中に女性2名ということで、女性の方にも参画をしていただいて、農村社会というふうな中での御意見等もいただいているというふうな状況でございます。

外部アドバイザーからの意見としては、先ほど農林水産課長も言っておりましたけれども、重複するかもわかりませんが、後継者の問題、あと個人の後継者はいないけれども、地域と

しての後継者をどうやって残していくのかということも出ておりますし、先ほど来、議員からも出ておりますような鳥獣被害対策を早急にやってくれというふうなこともございます。

具体的な話になりますと、昨日、稲富議員のほうからも質問がございましたけれども、来年度以降の米対策をどがんすつとかいというふうな切実な意見も出ております。また、あと飼料用米の作付体系、その作付体系にいく前にということで、今、プロジェクトの中で品種等の比較なり生育調査等を行っているかというふうに思いますけれども、やはり畜産農家との連携、そういったことを教えていくときに体制をどうやってつくっていくのか。

あと、農地のゾーニングですね、ゾーニングをしっかりとやってくれということで意見もいただいております。圃場整備等いろいろありますけれども、まずそこをしっかりと集落内の話し合いをやってくれと、そのためにはおまえどももしっかり出てこいというふうな強いお叱りを受けたりもしておるところではございます。

あと、一番多かったのは、やはり中山間地におけるもうける農業をどがんじゃいせんばいかんとじゃなとかいということで、それについては、先ほど農林水産課長のほうからもあっておりましたように、今いろんな試験をやっているというふうなことでございますけれども、こういったものを早く具体化していかなきゃいけないんじゃないかなというふうなことは考えております。

こういった意見をいただきながら、当初計画していた内容を変更等しながら進めているというふうなことです。そのときそのときには各班のほうから外部アドバイザーのほうに出向き、意見を聞いてやりなさいというふうなことで言っております。やっぱり机上論だけじゃなく、現場に沿った政策をやっていくということがこの緊プロでもございますので、ぜひそういった意味で、今のチーム員、大変だと思いますけれども、やってくれる職員だというふうなことで思っておりますので、また、成果等の中ではいろいろと御報告等はしていきたいというふうなことは考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

4 番中村和典議員。

○4 番（中村和典君）

それでは、今いろいろ一生懸命に取り組んでおられるという状況を伺ったわけでございますが、これまでの取り組みの成果の中で、ちょうどもう新年度予算の編成等の時期に入っておりますが、端的に、新年度予算あたりに反映した方がいいというふうな状況は生まれていないのかどうか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

緊急プロジェクトにおける来年度からの取り組みに関しまして、予算の措置をどのように行うかということだろうと思いますけれども、現在、予算措置につきましては、企画財政課のヒアリングを受けている途中でございまして、実施計画のほうに上げている内容でお話をしたいと思っております。

これは、人材力強化につきましては、先ほど申しましたように意欲ある新規就農者等定着支援補助金、これを上げる予定にしております。また、輸出体制の整備につきましては、佐賀県農林水産物等輸出促進協議会、こちらに負担金を上げて本格的な輸出についての取り組みを行いたいと考えております。

また、中山間地休耕田等利用促進事業補助金ということで、飼料用米の推進並びに休耕田の水田の利用につきまして予算を上げさせていただきたいと考えております。

また最後に、農業版ビジネスサポートセンターということで、農業経営の相談支援事業、この事業を実施計画に上げたところでございます。

○議長（松尾勝利君）

4 番中村和典議員。

○4 番（中村和典君）

状況についてはわかりました。ありがとうございました。

それでは、まだこの取り組みについては途中でございますが、市長の意向がかなり入り込んだこのプロジェクトの内容じゃないかということで受けとめているわけでございますが、今の1年間の状況の中で、市長はどういうふうに受けとめておられるのか、もう簡単に答弁をいただきたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えいたします。

このプロジェクトチーム、かなり役人ふうな難しい長い名前をつけておりますけど、それでおわかりのように、緊急という文字が入っているわけですよ。だから、ずっとやるわけではございません。昨年ちょうど今ごろだったと思いますが、発足したときにお話をしたのは、おおむね3年ぐらいをめどに結論を出さないと、もう周り近所のいろんな農政の動きについていけないんじゃないかという前提がございました。

3分の1 済んだと言ってもいいんですけれども、その状況でどう見るかということですが、幾つかありますのでね。例えば、鳥獣の被害が一番いろいろ御意見がありますので、状況からお話ししておきますと、鳥獣被害対策には大きく分けて3つのグループといいますか、段階といいますか、ありまして、1つは農業経営のいわば現場でございまして、田畑を守るといふことですね。これを一番主眼に、最初にやらないといけないこと。その次に、それでも

やってくる動物はおりますから、何とかしてそれを排除しないとイケないと、その駆除対策。じゃ、駆除するだけでは——その処理ですね、例えば猟友会の皆さんが頑張られた、いわば捕まえた、あるいは殺したと言うと失礼ですけども、ストレートに言えば殺したその死体とかその処理をどうするか、それは3番目なんですね。そうすると、一番いいのは活用だと、こうなります。

途中を簡単に言えというお話なので、最後から言いますと、活用の方策は全国的に一番悩ましい問題なんですけど、課題としてみんな頭にあるんですよ。食うというのがありますね。食料として対応するジビエというお話ですが、それは、一種の技術としてのジビエはもうヨーロッパは進んでいますから、もともとそういうシステムがありますからね。日本の場合はなかなか宗教的なバックもあって、山の獣肉を食べるといのは抵抗感があったんですが、その中で一番難しいのは処理場なんですよ。簡単に言えば、処理場をつくるというのは畜産業を開くということと同じなんですね。新たに畜産事業所をつくと。これは膨大な経費が要ると同時に、大きな量を処理しないとコストを賄えませんので、どうするかということ、単独でできなければ共同でやるとか、都会と一緒に組むとかといういろんなシステムがありますが、固定すれば今の問題が出てきます。

そこで知恵をひねられたのが、移動でやったらどうだと。昨年から——名前を言っているんでしょうか、トヨタとかいろんな関係者がお組みになって試作車ができておまして、高知県とか新潟あたり、それから島根、鳥取あたりに、この車を使って実証実験が始まっております。恐らくこれは今年度か、その程度の時期にはその結果がある程度出るんじゃないかと思っております。その車を使って、いわゆるジビエ対策をやるということについてのめどがつくというのが今期待をされているというところなんですよ。

私たちのまちのことを考えますと、地形の特徴から必ず山をおりてこないといけないということになりかねませんので、例えばそれが一つの方策として適用できるのかどうか。それこそ大変な関心を持って今見守っているということが1つですね。設置をするとすると、時間との勝負になりますから、さあどうするかということになりますので、それは現におやりになっている福岡県とか、あるいは鳥取、島根あたりの、現に先行しておられるところの事業を私どもは今勉強しているというか、もう担当が現地に行っておりますので、それを集約して、どういう方策がいいのかということを見きわめをつけないといけないと。そういう意味でも、この鳥獣対策をずっとやるということよりも緊急対策の中で取り組んだというのが、それが理由の一つでございまして、もう3分の1時間が経過しましたから、そんなに残された時間はないと思っております。

なお、1つだけ。正直言うと、職員の皆さんは大変なんですよ。本来業務と申しますか、これも本来業務なんですけど、いわばルーティンを持ちながらこのチームに入っているという人は大変だと思います。つくるときに両論ございまして、別のチームをつくったほうがいい



んじゃないかという話でしたが、このまとめて取り組んでいる事業は相互に関連をしているんですよ。単独でやったほうが連携がうまくいかない可能性があるんじゃないかと。したがって、それぞれのチームにそれぞれの人を張りつけると、指名して張りつけてございますから、張りつけるというのと同時に、最後の束ねといいますか、そのところを集中するというので、先ほどから産業部長が答弁をしていますように、そこでコントロールを集中すると。つまり、2つですね。1つは集中、進行管理をするということと、指名をしてございますので、当事者意識を持ってもらおうと。しかも、本来業務と密接に関係をしておりますから、ちょっとつらいかもしれませんが、そのほうが全体としては合理的だということと、こういうチーム編成になったわけございまして、今、一生懸命頑張ってもらっているということで御理解を頂戴できたらと思っております。

**○議長（松尾勝利君）**

4番中村和典議員。

**○4番（中村和典君）**

市長から答弁をいただいたわけでございますが、私たち議会としても、この緊急農業振興プロジェクトの活動の成果については期待をいたしておりますので、ぜひより高い成果が出るように頑張ってくださいと思っております。

以上でこの緊急農業振興プロジェクト会議に対する質問を終わりますが、次に、鳥獣被害対策のさらなる強化についてということで質問をいたしたいと思います。今、市長が答弁の中で肝心な部分はもう答えていただきましたので、ある程度、私が今感じている部分について答弁をお願いしたいと思います。

まず、私が再三、この鳥獣被害対策、イノシシ問題を取り上げる経過といいますか、理由について若干申し上げたいと思っておりますが、先ほども申し上げましたように、ことしの夏、議会報告会を開催するに当たって、市内での捕獲の状況、あるいは集落ごとの状況を調べてみたわけでございますが、私は古枝の久保山というところの住人でございますが、過去のデータでワースト1位、イノシシが一番出没をして捕獲されたのが、昨年度までの実績でいきますと、何と久保山が246頭ということで1位だったわけでございますが、ことしの状況を含めたところで再度見てみますと、現在のワーストワンは能古見の中川内253頭、ここ10年間で捕獲されております。そして、3位は同じく能古見の山浦の238頭、それから4位が同じく能古見の上浅浦の205頭ということで、非常に中山間地に偏っているという状況がわかるかと思っております。

それで、私もいろいろ猟友会の実施隊の皆さんたちと現場でよく話をするわけでございますが、実際私の住んでいる久保山区域というのは、普明寺の境内地から祐徳稲荷神社の奥の院の裏まで、延長的に約2キロ、半径でいいますと約1キロの周囲の区域になります。

その中で、どうしてイノシシが多発するのか、出没をするのかということでいろいろ見

たり聞いたりしたわけですが、これはやっぱり一つのすみつく条件というのがあります。

それで、昔から私が懸念しておったのは、もちろん住家もでございますので、この地区一帯が県の鳥獣保護区に指定をされております。それで、ここの鳥獣保護区においては、もう銃器での銃殺はいけないということで皆さん理解されております。そういったものをイノシシは理解しております。それからもう一つは、ミカンを初めとする餌が豊富にあるということです。それから次に、イノシシが好む水、堤とか水路がございますので、そういった自然的な環境が整っていると。それから、最後のイノシシの選択の要件の中に、寝心地のよすみかということで、適当に荒れた荒廃地、それから森林ですね、そういったものが全て混在した区域にイノシシが集中的にすみかとして生息をしているような感じがいたします。

それで、これから質問をするわけですが、先日、伊万里市で捕獲された約20頭のイノシシの死骸と申しますか、そういったものから悪臭がして、それを警察官が見つけたら猟師が書類送検されたという記事がございました。それで、私がこの新聞を見て最初に感じたことは、これまでいろいろイノシシの対策、特にこの被害について心配しておったわけですが、このことが現実的に起こったんだなという感じがいたしました。それで、いろいろ県内どこの市町においても、捕獲したイノシシは食用等に活用されるものもあるかと思っておりますが、それ以外はほとんど残渣ですね。そういった取り扱いで、捕獲した狩猟者の責任において埋設処分をするというのが建前であるということになっております。

そういったことで、イノシシはとってやっていいけど、そういった後の処理が非常に負担になるという声を聞いております。それで、ここら辺についても、今、市長から少し前向きな話があったわけですが、行政として、何とかこの対策を本気でしてやろうという道義的な責任と申しますか、そこら辺の考えはどうなのかということについてお尋ねをしたいと思います。

#### ○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

#### ○農林水産課長（下村浩信君）

イノシシの捕獲はいいが、その後の処理の問題ということでございます。

今回、新聞記事にもなっておりましたとおり、捕獲したイノシシを20頭余り不法投棄したということでありました。しかし、これは議員御存じのとおり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、これでは「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」とされておりますし、また、鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、これで鳥獣の放置等の禁止がうたわれております。

狩猟駆除した後、穴を掘って埋めていただいておりますけれども、大変な労力が要するということは私も十分経験をしておりますので、存じ上げておるところです。

そこで、その後の処理を、何かうまい方法はないだろうかということではいろいろ考えているわけですが、1つは、先ほど市長からもございましたように、食肉利用としてのジビエ振興、こういった部分までいければ非常にいいだろうと思っております、処理施設につきましても、いろいろあちこち見に行つて研究をしているわけですが、やはり一番大事なのは経営の安定化ですね、こういった施設をつくつて経営ができるのかどうか、また、国の事業が現在ございまして、2分の1の補助がありますけれども、数年以内の黒字化、これが必須ということでございますので、相当の経営の対策を行わないと難しいのではないかと、食肉加工して売り出す、買っていただく、そういったものが需要ではないかというふうにも考えております。

いずれにしても、猟友会の皆様、本当に一生懸命頑張つていただいておりますので、私どもは何とか支援をさせていただく方向で労に報いたいと。私たちも連絡をいただければ、土日終日構わずすぐに駆けつけて補助等も行つていく所存でありますし、現にいたしておりますので、そういったことで答弁にかえさせていただきたいと考えております。

○議長（松尾勝利君）

4番中村和典議員。

○4番（中村和典君）

今、課長からありましたように、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思いますと思つておりますが、先ほどもありましたように、10年間の実績の中で、最近の単年度といいますか、1年間で900頭以上捕獲の実績があるということを確認したわけですが、伊万里市の事例に倣つてというよりも、鹿島市でもこれまでイノシシの死骸が放置されているとか、そういった情報というのは聞いたことがあられますか。

○議長（松尾勝利君）

山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

お答えします。

不法投棄というふうな情報はまだ聞いたことはありませんけれども、ただ、道路とか河川のほうで死骸があるというのは聞いておりますので、それにつきましては、適正に管理者の方と協議いたしまして処理をしているところでございます。

○議長（松尾勝利君）

4番中村和典議員。

○4番（中村和典君）

けさの佐賀新聞を見ておりますと、伊万里市議会の中でもこのイノシシの処理施設の問題が提案をされて、市長の答弁を見ておりますと、先ほど樋口市長が言われましたように、市単独での整備が非常にハードルが高いということで、こういった状況について、今後、議長

会とか市長会で国とか県にそういった働きかけを強めていきたいというふうなコメントが書いてありました。

それで、鹿島市についても以前からそういうお話があっているわけですが、先ほど、市長ももう認知しておられますように、こういった死骸の放置、結局、穴を埋めて始末をするというのが建前ですが、なかなか高齢化とともに、あるいは捕獲した場所によっては非常に埋設の困難な場所もあるということで聞いておりますが、そういった状況を踏まえながら、早急にこの解体の処理施設、こういったものがこれまでも要望をされて、鹿島市でも計画が持ち上がって、農林水産課長みずから対応していただいておりますが、今現在のそこら辺の取り組みについて猟友会とどういふふうなお話をされているのか、率直なところを教えてください。

**○議長（松尾勝利君）**

下村農林水産課長。

**○農林水産課長（下村浩信君）**

先ほどから上がっております解体処理施設ということで、猟友会のほうでは解体処理施設、これに加工を加えた加工処理施設ということで考えがあられるということでございます。

これにつきましても、先ほど申しましたように、どこが事業主体となってこういった施設を設置、管理していくのか、こういったいろいろな問題を現在検討いたしているところでございまして、猟友会のほうでも、困っていらっしゃる残渣、あるいは市としてもこれだけふえ続けているイノシシ死骸を何としても減らしたいというのがございますので、こういった処理施設の建設ができたら非常に対策が進むのではないかとというふうな共通の意見は申し合わせておりますが、なかなか事業のこういった設置につきましてもいろいろなハードルがありますので、これをお互いに話し合いながら、一つ一つクリアすることによって、課題解決に向けて現在協議を行っているところでございます。

**○議長（松尾勝利君）**

4番中村和典議員。

**○4番（中村和典君）**

先ほど市長からもありましたように、単独で取り組みができない場合については広域的に、あるいは県のお知恵等も使いながら、いろんな事業があるかと思っておりますので、そこまで踏み込んで早急にそういった方針を出していただければということをお願いいたしておきます。

それから、最後の質問になりますが、一般社団法人鹿島猟友会、こういったことで、昨年、法人登記をされているわけですが、今の猟友会の実態を聞いておりますと、まず、高齢化でこれから後継者をどうしてつくっていくかという問題と、それから非常にイノシシの駆除対策に追われて活動の仕事がふえていると。そういったことから事務量がふえて、正式には事務員等も置きたいというのが本音でございますが、なかなか猟友会の会員さんの会

費だけでは財政的にもっていけないというふうな現状を訴えられております。

そういったことで、これは今後の課題ということで聞きたいと思いますが、この猟友会に対する運営助成金、これについて、これまでの実績、あるいは功績を認めてどのように考えておられるのか、教えていただければと思います。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

鹿島猟友会の皆様方には本当によく頑張ってくださいまして、重ねてお礼を申し上げたいと思っております。

運営補助金ということでございます。

これにつきましては、現在、猟友会の運営補助は行っておりませんが、猟友会の捕獲活動に対しての助成、委託というのを行っております。

鹿島市では、JAと生産組合が市とともに負担をしまして、農作物保全対策事業として駆除の弾代等を現在負担しておりまして、事業費は1,100千円、そのうち鹿島市の負担額は450千円を支出しているところです。

今後、そういったものを使っていただきまして、引き続きお願いをしたいと思っておりますが、後継者問題、業務量増につきましても、こちらのほうで話を聞いて把握はしているところでございますが、現在のところ運営の助成というのは考えていないという状況でございます。

○議長（松尾勝利君）

4番中村和典議員。

○4番（中村和典君）

私が最も心配しているのは、この猟友会という組織が後継者もできなくて衰退をして、なくなった場合のことを考えているわけですが、今の鹿島の現状からして、このイノシシ対策、あるいは中型哺乳類の捕獲、そういった状況を考えたときに、この前、問題になっておりますが、伊万里市ではもう既に鹿まで出没をしていると。近い将来、猿とか鹿、そういったものについても、鹿島市まで侵入している可能性は十二分にあるということを前提としながら、猟友会との連携事業を考えていくべきだということで考えておりますが、現場は幸いにして、この緊急農業振興プロジェクトチームの中でも鳥獣被害対策についていろいろ話し合いを進めていただいておりますので、鹿島市の農林水産業にどれくらいの被害があるのか、その辺を想定しながら、今後の対策について強化をしていただければなということをお願いして、この有害鳥獣対策についての質問を終わりたいと思います。

それでは最後に、小・中学校における部活動の現状と課題について。

先ほど生涯学習課長、それから教育次長のほうから詳しく答弁いただきましたので、

ちょっと絞って確認の意味で質問いたしたいと思いますが、私は地元古枝のスポーツ少年団の状況についてちょっと興味がありましたので、昨年度の大会等への参加の状況を調べてみました。そしたら、びっくりするような状況が出てきたわけでございますが、サッカー部が1年間で117日、それから野球部が41日、バレー部が31日、剣道部が23日、ソフトテニス部が22日、土日、あるいは夏休み、冬休みを利用して大会等へ参加をしておられるということで、特にサッカー部については回数が突出をしておりましたので、関係者の方に状況を確認いたしたところ、サッカーの場合は、学年ごとの大会とか強化練習とか、そういったプログラムがかなりあるということでこういう状況になっているということを確認したわけでございます。

それで、先ほど中学校の部活動についても教育次長から報告いただいたわけですが、この中で私が感心したのは、部活動への参加率が非常に高いという、これは鹿島市の特徴じゃないかなという感じをいたしております。ここら辺については、今後もっと向上するように努力をしていただきたいなという感じもいたしております。

それから、最後になりましたが、今、中学校の部活動のあり方については、県の教育委員会も本年11月から第3日曜日を休養日とするように通知をし、教職員の負担軽減に努めたいということで、そういった動きが始まっておりますが、鹿島市ではこれに対してどういうふうな対応をされているのか。もし小学校でもあっておれば、そこを含めて答弁をお願いしたいと思います。

**○議長（松尾勝利君）**

寺山教育次長。

**○教育次長（寺山靖久君）**

お答えします。

先ほど議員言われるように、県の教育委員会から11月からは第3日曜日を休養日とするようにと県下一斉に通知がされておりますことから、市内におきましても、中学校につきまして、その旨を通知いたしておるところでございます。どうしても第3日曜日にできない場合につきましては、その理由等も調査している状況でございます。以前から、週1回は休養日とするようにということで指導しておりましたけれども、なかなか厳しい状況もありました。

今回、第3日曜日を県下一斉休養日とすることとなったことによりまして、大会以外のときの休日の設定はやりやすくなったものと考えております。また、大会と重なったときは振りかえの休日をするように設定して指導を行っている状況でございます。

以上です。

**○議長（松尾勝利君）**

4番中村和典議員。

**○4番（中村和典君）**

時間がございませんので、最後に、教育委員会のほうに要望を申し上げて質問を終わりたいと思いますが、総括質疑の中で申し上げましたように、鹿島市の総合教育戦略会議はうまく機能しているんじゃないかならうかということでも承知をいたしております。

そういったことで、松尾征子議員の質問にもありましたように、時間外労働を含めて、これからの教職員のかかわり方、ここら辺についても、部活動の中身まで掘り下げて議論をしていただければということをお願いして、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

**○議長（松尾勝利君）**

以上で4番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。11時30分から再開します。

午前11時21分 休憩

午前11時30分 再開

**○議長（松尾勝利君）**

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、9番伊東茂議員。

ここで申し上げます。伊東茂議員の一般質問の中で、議場モニター映像を使用した一般質問を許可します。

**○9番（伊東 茂君）**

皆さんこんにちは。9番議員伊東茂です。通告に基づき、一般質問をいたします。

平成29年度、ことしも残りわずかとなりました。本年度も、市民の皆さんの御意見を踏まえ、市、執行部と議員の間でさまざまな議論を行ってまいりました。

議会におきましては、議会基本条例を制定後、毎年、議会報告会を開催し、市民の皆さんからの御意見を受け、議員全員協議会、常任委員会、議案審議、一般質問等で反映をしてまいりました。

本年度も8月21日より28日の期間に、市内6地区に議員が出向き、市民と議会の意見交換会という形で第8回の議会報告会を開催しました。防災対策、生活環境、漁業問題、福祉政策、人口減少・高齢化問題、観光振興、定住促進住宅についてなど、幅広い質問、意見をいただきました。

その中でも最も多かったのが農業問題です。中山間地農業振興対策、集落営農法人化、後継者不足、イノシシ被害対策など、農業従事者の抱える問題は多く、農業を取り巻く環境の厳しさがさらにふえていることを各議員はしっかりと受けとめました。

農業振興政策全般につきましては、きのうの稲富議員の質問、先ほどの中村和典議員からの質問にかえさせていただき、今回の一般質問は、その中でも要望事項が一番多かったイノシシ被害対策に重点を置き、あわせて観光振興について質問させていただきます。

まず、イノシシ被害対策についてですが、イノシシ被害は、御承知のとおり農作物の食害、畑の掘り起こし、水稲の踏み倒し、さらには石垣、溝の破壊など、被害の拡大は一途へと向かっています。全く減る気配もないイノシシの出没、最近もニュースで取り上げられた住宅地や保育園、学校への侵入、人への危害が現実となった今、駆除対策には危機管理体制と強力な被害対策、追加施策が必要と考えます。市民の皆さんとの意見交換会での要望事項への回答を引き出すために、今回の一般質問に当たり、鹿島市内における地区別イノシシ捕獲実績、被害防止対策補助事業、捕獲頭数報償金等の資料を集めるとともに、被害対策等について、佐賀県杵藤農林事務所農政課、鹿島警察署生活安全課、猟友会などから話を伺いました。

それでは、質問に入ります。

先ほどの中村和典議員のほうから、被害の概要、そして事業等については説明がありましたので、早速質問を踏み込んだところから持っていきます。

それでは、被害状況の、その農作物の品目並びに被害地区が多いと先ほど言われた久保山、山浦、中川内地区など、こういうふうなところを重点地域と認定をしているのか、また、捕獲頭数が多いということは、猟友会の投入をここに集中をしているのか、まずそれを御説明ください。

次に、観光振興について。

鹿島市の観光振興については、交流人口の増加を目指し、市内での回遊性を高めるため、平成26年3月に制定されたかしま観光戦略プランの実現のために各施策に取り組んでいると理解をしています。

平成29年、ことしの3月に改定されたかしま観光戦略プランV e r . 2 . 1には、新たに情報発信圏にアジア圏を中心とする全ての地域に拡大し、観光戦略のターゲットに訪日外国人旅行者、いわゆるインバウンドへ向けても受け入れ体制が急務と私たち議員は説明を受けています。しかし、現在、祐徳門前観光案内所が閉鎖され、戦略構想に逆行していないか疑問に覚えます。閉鎖に至る理由を御説明いただきたいと思います。

以上が総括質問とし、御答弁をいただいた後、一問一答にかえさせていただきます。

**○議長（松尾勝利君）**

執行部の答弁を求めます。下村農林水産課長。

**○農林水産課長（下村浩信君）**

それではまず、イノシシ被害についてでございます。

市内におけるイノシシ被害の状況でございますが、鹿島藤津農業共済組合の共済金関係で、昨年度818千円との情報があります。これにつきましては、水稲被害、それと大豆類、豆類が上がっております。しかし、実態としましては、昨年の捕獲頭数942頭という数字から見ましても氷山の一角であり、被害に遭われた農業者の方の話を伺っても相当な被害だと認識しております。



ただし、佐賀県の生産者支援課の情報では、県内で被害額のピークは2002年の417,000千円あったそうです。それが、2013年には111,200千円と4分の1まで改善したとの報告もあります。しかし、一向に捕獲頭数が減らない状況を見ると、この多良山系の一角では、やはりそういった被害が多いのではないかと推測をいたしておるところでございます。

次に、重点地域ということで指定をしているのかということですが、久保山地区が246頭、25年から毎年とれております。28年度が55頭、今年度に入りましても27頭の捕獲をしております。久保山地区は、今度、国の事業を使って重点的にやりたいということで、捕獲班の体制をとりながら行っていきたいと考えております。

また、猟友会を重点的に多いところに投入しているのかという質問でございますけれども、猟友会の皆様はそれぞれ御自分のエリアを持っておられますので、そちらのほうでお願いをいたしているところですが、委託を鹿島猟友会のほうにさせていただいております。委託捕獲員2名に現在回っていただいております。そういったところも重点的にさせていただいている状況でございます。

**○議長（松尾勝利君）**

藤家商工観光課長。

**○商工観光課長（藤家 隆君）**

私のほうからは、観光案内所の質問についてお答えいたします。

現在、鹿島市の観光案内所につきましては、平成28年2月より、国の地方創生先行型交付金を活用し、観光プロモーション事業の一環として、また、伊東議員がおっしゃられたように、ことし3月に改定したかしま観光戦略プランの実現のため、肥前鹿島駅前の祐徳バスセンターの1階に開設しております。

これは祐徳稲荷神社で撮影されたタイの映画やドラマをきっかけに、鹿島市へのタイからの観光客の増加を受けて、インバウンド受け入れ体制の整備の具体的な取り組みとして、国内外の観光客に対応した観光案内所の設置、運営を目的としたものです。開設時には、先ほどの交付金を活用して、案内所の改修工事や備品の整備、屋内Wi-Fiの設置やリアルタイムで通訳ができ、英語やタイ語など5カ国語に対応した「みえる通訳」の端末整備を行っております。そのほか、無料での荷物預かりサービスなどを行っております。

商工観光課といたしましても、従前より観光案内所は鹿島市の玄関口であり、鹿島市観光のスタート地点の一つでもある肥前鹿島駅の前に開設したい考えがありましたので、観光案内所の委託先である鹿島市観光協会との協議を行い、現在の場所へ移転しております。

観光協会側としても、鹿島駅内にあります、同じく観光協会が運営をされている物産センターとの人的交流や鹿島おどり実行委員会事務局としての広いスペースの事務所の有効活用などをメリットとして挙げられております。

また、移転前の祐徳門前観光案内所につきましては、1日当たり数名の利用と平日のみの

開設であるという状況でしたので、鹿島駅前においては、平日のみでなく土日も開設して、現在では無休の体制をとっており、人員も2名から4名に増員しております。利用者の数も、移設前の年間約650人から、移設後は約1,550人へと増加しております。

私のほうからは以上です。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

御答弁ありがとうございました。

それでは、申しわけないですけど、祐徳門前の観光案内所、これについての質問を先に行っていきます。

まず、こちらの映像というか、写真を見ていただきたい。

〔映像モニターにより質問〕

今映っている写真は、門前、参道のほうに向かって右手のほうに観光案内所という看板があって、トイレが併設をされています。これが正面のあたりから撮ったところ、もちろん閉鎖をされております。ここの横には肥前浜宿観光案内所という、そういうふうな標識があります。

それでは、その道を挟んで反対側、祐徳バス停、この乗り場、私も小さいとき、よく祐徳神社に行った際にはここから乗っておりました。じゃ、今はどうなのか。今はこういうふうには、時計にあるように、平日の12時20分、閉鎖をされております。誰も切符売りはいません。ただ、後で確認したところ、平日の午後数時間、中川のバス停からいらっしゃっているということですが、基本的に閉鎖に近い状態。そして、今度は参道に門前商店街を歩いていきます。そしたら、今、商工観光課が力を入れていらっしゃる門前商店街活性化事務所というものが、こういうふうなものがあります。店内は、チャレンジショップのレンタル着物店、そして、その片隅に活性化事務所があり、入り口に観光パンフ、チラシが数種類、スチールスタンドに入れて置いてある。私はどこにあるのかわからなくて、一回ここを通り過ぎました。この事務所、私は機能性に欠けた事務所と映りました。

観光協会は、ことし1月から3月は参拝客が多いということもあり、自主的に観光案内所を開いておられます。それと、活性化事務所でお聞きをしたら、率先して観光案内をするわけでもない。そう考えると、私は商工振興と観光振興は分けて考えるべきではないかと考えています。これについて担当課の御答弁をお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

藤家商工観光課長。

○商工観光課長（藤家 隆君）

お答えいたします。

祐徳門前商店街に設置しております活性化事務所「ゆうとく庵」には、門前商店街の活性化部門の専任として、商工観光課より1名の嘱託職員を配置しております。

具体的な業務といたしまして、祐徳稲荷神社や門前商店街で行われる各種イベントへの協力、マスコミなどの取材対応、インターネットなどSNSを利用した情報発信など、門前商店街へのサポートに一役買っており、伊東議員御指摘のように、パンフレットを置くなど観光部門の面もありますが、位置づけとしては商工振興の分野だと考えております。また、場所がわかりにくいという面については、早急に改善を行いたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（松尾勝利君）**

9番伊東茂議員。

**○9番（伊東 茂君）**

今、課長もおっしゃったとおりに、商店街をずっと歩いていて境内に向かって行って、やはりちょっとわかりづらい、それは改良の余地があると思うんです。さっき写真で見ていただいた門前の観光案内所、もともと年間委託料を約1,800千円から1,900千円、観光協会に委託料として払っておられました。それが、平成28年度から、先ほど御答弁にあったように地方創生先行型交付金、インバウンドに対応した駅前に移転するというので、これがカットされている。ただし、トイレ利用はそのまま継続をしていただくために、清掃委託は年約500千円程度、これを観光協会にやっている。それに入れかわるように、駅前に2,117千円の委託料が発生をしています。祐徳門前地区、肥前浜宿、道の駅鹿島の施設整備に合わせ、施設の活用・利用のため、連携促進を図る鹿島市拠点地域連携促進対策会議を本年度立ち上げ、1つ目に、観光客における市内観光滞在時間の増加、2つ目に、観光客の市内観光消費額の増加などを上げておられます。今でも浜宿へのアクセスのわかりづらさが指摘されているのに、この閉鎖は私は理解に苦しみます。そして、この観光協会の事務所を誘致するために、祐徳神社並びに門前商店街からその当時8,000千円の寄附を受けております。

鹿島市拠点地域連携促進対策会議、基本構想から実施計画策定までに門前観光案内所有効利用の見直しは必要ではなかったんでしょうか、それについて御答弁をお願いいたします。

**○議長（松尾勝利君）**

藤家商工観光課長。

**○商工観光課長（藤家 隆君）**

お答えいたします。

祐徳稲荷神社を核として、肥前浜宿、道の駅鹿島を点から線へ、観光の拠点を面的に回遊していただくための施策を検討する場を立ち上げましたが、まずは交通手段の議論にとどまってしまって、ことしの4月から肥前浜駅においても肥前浜宿水とまちなみの会による案内が始まったばかりで、観光案内所の検討にまでは至らなかったというのが実情でございます。

す。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

担当課長もそのあたりわかっていらっしゃるということだったら、やっぱりもう積極的に自分の口から観光協会さんとまたお話をして打開してもらわないと。観光戦略に限らず官民の連携は必要だと考えております。

かしま観光戦略プランVer.2.1に、祐徳稲荷神社と連携し進める3つの戦略に、着地型観光の充実、これは市内回遊の仕組みづくりの充実、それと2つ目が鹿島流のおもてなし、これは鹿島の魅力を学ぶ勉強会、ガイド育成などの人材育成、そして3つ目に情報発信の強化を上げています。

現状では、祐徳門前商店街のお店をやっていらっしゃる方々に、お客さんから聞かれたら、ほかの市内の観光地へのアクセス、観光案内をお願いしているわけですよ。おかしいと思いませんか。新しい取り組みも必要だとは思いますが。しかし、おもてなしの原点に立ち返り、観光客の皆さんのそちらの側に立ち返り、きめ細かい観光案内の充実のためには新たに、また再度となりますが、祐徳門前観光案内所の利用再開が必要だと思えます。

新年度の予算が3月に発表されるわけですが、ある程度骨格はもう財政課のほうに出してあるのかもわからないけど、再度これは練り直す必要があると思えますが、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

藤家商工観光課長。

○商工観光課長（藤家 隆君）

お答えいたします。

祐徳門前観光案内所のあり方についての御質問だと受けとめておりますけれども、祐徳門前観光案内所につきましては、現在、伊東議員からもありましたが、併設しております観光トイレとしての機能のみの実情となっており、観光協会への委託も観光トイレの維持管理のみとなっております。

平成28年2月の鹿島駅前の移設の際に、鹿島市観光協会より祐徳門前観光案内所を植木市などの観光協会主催のイベント時の事務所としての活用と、平日については交代で人員を配置し、従来どおり観光案内所としての活用を打診していただきました。商工観光課としても、一般社団法人としての観光協会の観光振興への役割に期待して、観光協会の努力により、しばらくは門前のほうも案内業務を行ってききましたが、さまざまな事情により現在の状況となっております。

しかしながら、現在では鹿島市へ来ていただく国内外の観光客の皆様も増加傾向にあり、また、祐徳稲荷神社に限りますと、新聞報道で御存じの方も多いたと思いますが、ことしの10月20日にタイの特命大使が来られ、また、先月の29日にはタイからの弓道体験ツアーの方々も来られて、これからも増加していくことは十分に予想ができ、平成28年2月に肥前鹿島駅前に移転したときとは状況が変化していることも十分認識しております。

このような中、国内外から祐徳門前へお越しになる観光客の皆様にしても御迷惑をおかけしていることを十分に承知しております。

したがって、商工観光課としても、祐徳門前観光案内所のあり方について、人的支援や観光協会の組織体制の見直しなど、開設ができるように検討していきたいと考えます。また、開設する場合、肥前鹿島駅前のほうに年中無休にできるのか、あるいは週末だけでもよいのか、時間帯はどうするかなどの課題や財政面での課題がございますが、そういったところも含めて考えたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（松尾勝利君）**

午前中はこれにて休憩します。

なお、午後の会議は午後1時から再開します。

午前11時58分 休憩

午後1時 再開

**○議長（松尾勝利君）**

午前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。9番伊東茂議員。

**○9番（伊東 茂君）**

午前中、総括質疑を行い、祐徳門前観光案内所の件、それとイノシシの発生場所が多い地区等に重点的な地域選定をしているかというふうな質問について御答弁をいただきました。

また、祐徳門前の観光案内所につきましては、課長からの確かな御答弁をいただきました。その当時、駅前に移転したときと今の状況が大分変わってきていると。わずか2年足らずではありますが、やはりこれだけ祐徳神社を含めたあのエリアに、外国人を含め多くの方がいらっしゃって、そして、そこから連携をとっていく肥前浜宿、また、道の駅鹿島へのそのルート等の説明はなおのこと必要だろうと思っておりますので、答弁をいただきましたので、今後しっかりとそれを進めていただくようお願いをしておきます。

それでは、イノシシの駆除対策についてですが、十分時間がありますので、しっかりとこれをやっていきたいと思っております。

午前中の担当課長、下村農水課長の答弁の中に、被害として共済金818千円というふうに出ているとおっしゃいました。しかし、私はこのぐらいの金額じゃないと思っております。市民の皆さんと議会との意見交換会の場に出てきた要望の一つに、自衛隊、警察、警備会社

へ駆除を依頼できないのかという意見が出てきました。

まず、私はこれに対して回答をすべきだと思いましたので、まず県の考えを伺うために杵藤農林事務所農政課で話を聞きました。農政課として、県全体としてイノシシの被害額を平成27年110,000千円と見ている。ピーク時は平成14年417,000千円。こういうことに対して、県としては年間の佐賀県内の被害額を80,000千円に抑えるため管理体制を行っている。私はこの言葉の管理体制にひっかかるところがありました。被害対策事業に県単費として約80,000千円を1年間で予算化している。毎年2万から2万5,000頭を捕獲している。平成28年度より新たな事業としてイノシシ捕獲班設置というものを行い、1つの班に定額100千円の補助を行う、これが先ほど担当課長が申された鹿島地区、それも久保山地区にことし9月より1つの班が設置されました。

それでは、鹿島、太良、嬉野で組織する鹿島藤津地域有害鳥獣広域駆除対策協議会で、これと同じような意見、要望が出たとお聞きしました。その場で同じように自衛隊と警察への要請依頼が出たと。それに対して、県の見解として、自衛隊は災害対策派遣が原則と考える、また、警察は市民生活に被害を及ぼすときに出勤と考える、また、警察には銃使用者への安全指導をお願いしているとの答えでした。

それでは次に、鹿島警察署生活安全課で話を伺いました。生活安全課の課長さん、そして副の方2人にお話を伺うと、警察官は狩猟免許がまずない、住宅地にイノシシが出没した場合に出勤はするが、必ず猟友会に同行をしてもらう、拳銃使用には規則、条件がある、また、警察官が所持する拳銃ではイノシシは死なない、イノシシ捕獲にはスラッグ弾、散弾銃用の鉛1発が入った弾が必要である。猟友会からのお話として、警備会社に駆除を依頼した場合は、警備員の狩猟免許取得費用と警備員の確保、そして狩猟期間の長さ、加えて山間部におけるその地理がわからないため、農作業中の人を誤射する可能性等も考えると委託費用は相当な金額となる。しかし、委託をしている自治体も関東のほうにあります。

それでは、鹿島市として、自衛隊、警察、警備会社への駆除委託についてのお考えをお聞きしたいと思います。御答弁をお願いします。

**○議長（松尾勝利君）**

下村農林水産課長。

**○農林水産課長（下村浩信君）**

警備会社とか自衛隊等に駆除の委託はできないかということは、私も議会報告会のときに一市民として参加をした折に、そういった意見が出ていたということは聞いております。

そこで、伊東議員が言われたように、鹿島市としましても自衛隊、警察、警備会社への駆除依頼というのは、先ほど農林事務所、警察、猟友会の方に聞かれたとおりであります。

しかし、警備会社に委託しているところが全国的に見るとあるんですね。3カ所あります。こういったところの要件としては、確かに制度としては鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適

正化に関する法律というのがございまして、これに基づきまして指定管理鳥獣捕獲事業、あるいは認定鳥獣捕獲等事業という制度がございますので、これによって警備会社が請け負っているという事例がございます。しかし、先ほどからよく調べられておりますとおり、なかなかこの地理的条件、ここで警備会社の人が入ったにしても、なかなか猟友会の方のように詳しく山を御存じでないので、相当それになれていただくというか、大変な作業があるし、そういった部分についても大変な費用がかかってくるであろうということは想定されます。

以上でございます。

**○議長（松尾勝利君）**

9番伊東茂議員。

**○9番（伊東 茂君）**

今の課長の答弁を聞いていると、やっぱりなかなか難しいと。もう結局、自分たちで守るしかない、猟友会等にお願いしてというふうになりますね。

もう一方、狩猟免許を取っていらっしゃる衆議院議員の古川康議員にもお聞きをいたしました。やはり古川議員も知事時代のときに自衛隊要請の話聞いたと。自衛隊法から考えると、イノシシ駆除に自衛隊を使っていいのかという議論が出てきていると。それよりも、まず問題は猟師の数が減っている、ここに問題がある。この補充が何としても必要であると。狩猟許可証をもらうためには、免許が幾つかあるわけですが、これは後から紹介をしていきますけど、まずやっぱり気になるのが、県からお話を聞いた鹿島藤津地域有害鳥獣広域駆除対策協議会の機能性です。これは何なのかと。基本的に、イノシシ等が出没する場合は山間部から餌を求めて下のほうに、平地のほうへと下ってきます。しかし、山並みは、鹿島に限らず嬉野、太良へと続いているわけです。そう考えると、鹿島市だけが幾らイノシシの捕獲数を上げたとしても解決にはつながらない。だからこそ、この駆除対策協議会というものがあるのではないかと私は思うんですが、しかし、この機能性がなかなか私は理解ができない。この協議会には、もちろん鹿島市からも出ていらっしゃると思います。どういうふうな協議をされていますか、御答弁をお願いいたします。

**○議長（松尾勝利君）**

下村農林水産課長。

**○農林水産課長（下村浩信君）**

それでは、議員から質問があつてございます鹿島藤津地域有害鳥獣広域駆除対策協議会のことについてでございます。

議員御指摘のとおり、鹿島藤津地域全体でイノシシの駆除、そういった防御も含めてですけれども、やらなければいけないということは十分理解をいたしているところです。

そこで、こういった広域協議会をつくりまして、広域的な駆除体制を確立しながら、効果的かつ円滑な防除を行うことにより、農林作物等の被害防止と民生の安定を図ることを目的

に設立をされております。

構成団体としましては、鹿島市、嬉野市、太良町、J A、森林組合、猟友会、県——県の中で農林事務所と藤津農業改良普及センターとなっております。

事業としましては、有害鳥獣の駆除や防除を関係団体と連絡調整を図りながら行ってきて、具体的には、J Aや市町の負担金と国県の補助金を活用しながら、電気牧柵やワイヤーメッシュ、箱わななどを共同購入し、捕獲報償金を支給している状況でございます。個体数の調整のために、イノシシ及びアライグマ等の駆除のほうも実施をいたしております。

先ほど管理が気になるということではございましたけれども、今回、鳥獣の保護、そして狩猟の適正化が、法律が一緒になった後に、26年に交付をされて27年施行されております。これに保護及び管理ということで、保護ばかりしてもいけないしということから、適正な個体数を確保するために、管理ということで駆除もここに加えられたところでございます。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

今お聞きをしていると、基本的にこの協議会というのは、国から、県から——国の補助とか県の補助、こういうふうな分配ですよ。そういうふうなのをやっている。だが、本題をもっと何か持っていて、もっと突っ込んだ議論が必要じゃないかなと思いますよ。

私はこの協議会に出たことがございませんから、よく内容はわかりませんが、今お話を聞く限りはそんな気がいたします。ですから、担当課長もこの前の市民と議会との意見交換会を聞かれて、市民の皆さんからの切実な、痛切な願いを聞かれていると思いますので、そのあたりをしっかりとここに反映をしていただくように、駆除費用、それと防御費用をふやすことも必要なんですけど、新たな対策等を考えてみるとか、そういうふうのを考えていただきたいと思いますが、それについてはどうでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

伊東議員御指摘のとおりだと思いますので、ぜひ協議会のほうでもそういった議論、もう一步踏み込んだ内容で取り上げさせていただきたいと考えております。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

ありがとうございます。

もう一点、古川国会議員のほうからお聞きした対策としては、先ほども言ったように、免許を持っていらっしゃる、箱わなとかありますけど、わなの免許者をふやすことがまず第一



じゃないかなと。基本的に、イノシシを銃で撃ってしとめるというよりも、わなで捕獲する数のはるかに多いというところですよ。あと、やはり皆さんが嫌がるのが、箱わなに入ったイノシシをとめ刺し——最後、息をとめる、ここのところが嫌がると。今、電殺器というものがあります。これは鳥栖の業者が販売をしております。これは電気麻痺させ、瞬間で失神をさせるわけですが、これは多分鹿島にもあると思います。ただ、これを使うと、猟友会の見解としては、捕獲後、ジビエ化は無理なんですね、血が出ないから無理なんです。午前中の中村和典議員から質問があったように、やはりジビエ化と処理加工施設、これをもっと進めなければイタチごっこじゃないかなという意見をいただいております。

そこで、イノシシを減らすには、先ほどから言うように、まず捕獲をしなければならない。しかし、捕獲には有害鳥獣捕獲員許可を市長から受けなければならない。また、市内の猟友会54人の中には、狩猟免許第1種——これは火薬を使う、第2種——これはガス、空気銃を使う、それと網、わな猟の免許、いずれかを取得されています。銃を扱う方は銃砲所持許可を警察で受け、そして、網とわな猟免許は県知事の登録を受けなければならない。市内の猟友会員も、先ほどから出ているように高齢化が進み、70代の方が半数以上です。最高齢者は八十何歳という方もいらっしゃいます。

この狩猟免許取得には17千円の定額補助を受けています。しかし、銃砲所持は3年に一度の更新手数料、それと、先ほど私がお話をしたイノシシ猟に使うスラッグ弾、それとか、ウサギとかイノシシによく使われる銃弾の種類となる3号の弾代、それと、ほとんどの方は佐賀のほうにある射撃練習場で練習をする、この費用、そして、狩猟をする人たちには狩猟税というものがかかっております。非常に費用もかさむわけですよ。猟友会の方たちにお話を聞くと、今、捕獲の報償金、狩猟期間が11月から翌年の3月までは13千円をいただいている。国から8千円、市から5千円、そしてそれ以外、4月から10月の期間外は18千円、国から8千円、県から2,500円、市から7,500円いただいている。この報償金については全く異論はないとおっしゃっています。これはこれでいいと。しかし、そのほかに、この猟友会という事務所は会長の自宅なんですね。そして、理事会、総会等がもちろん行われます。そこには行政や警察や営林署からも出席をされます。それは近くの公民館等を借りてです。この猟友会の維持運営費が助成されていない。そのあたりを考えると、そちらのほうにもう少し補助をふやす必要があるのではないかと思います。担当課長どうでしょうか、御答弁をお願いいたします。

**○議長（松尾勝利君）**

下村農林水産課長。

**○農林水産課長（下村浩信君）**

それでは、猟友会の免許の関係です。

現在、狩猟免許の新規取得には、網、わな猟で19,900円、第1種銃猟で29,700円、第2種

で17,200円の登録料等の経費がかかることは議員御指摘のとおりでございます。

また、毎年、狩猟者登録料、あるいは損害賠償の保険料、狩猟税に加え、4年目で更新手続も必要となってまいります。

弾については、先ほど中村議員のほうでお答えしましたとおり、鹿島市農作物保全対策事業補助金として、鹿島市農作物有害鳥獣駆除組合へ交付している中から支給はされておりますが、御指摘のとおり、確かに費用等はかかっていることは言われるとおりでございます。

それとまた、新たな取得をするときの補助が17千円ということで、市としては補助を続けてまいりまして、なかなか高齢化して数も54名ということで減ってきておりますので、このところについては、ぜひ新たに免許を取っていただくようにということで、予算のほうも増額の考えは持っているところでございますが、まだ具体的な金額を幾らにするというところまでは及んでおりません。

以上です。

**○議長（松尾勝利君）**

9番伊東茂議員。

**○9番（伊東 茂君）**

猟友会員の方はほとんど農業をされている現役の方であったり、OBの方なんですね。若い方が少ないんですよ。捕獲班というものがあって、多分お二人かいらっしゃったと思うんですよ。前は農水課のほうにかいらっしゃったと思うけど、今は農水課にはいなくて、いろいろ現場を回ったりなんかされているんだろうと思いますけど、このあたりもうちょっとふやす考えはありますか。2人ではどうかなと思うんですけど、どうでしょうか。

**○議長（松尾勝利君）**

下村農林水産課長。

**○農林水産課長（下村浩信君）**

有害鳥獣被害防止対策の実施隊についての質問だと思います。

この実施隊につきましては、鹿島猟友会のほうに委託をいたしております、年間の経費が予算額として3,496千円の委託料をお支払いしているところでございます。

業務内容につきましては、市民からの通報、要望に対する対応、それから電気牧柵、ワイヤーメッシュ防止柵の設置箇所の調査、それからイノシシ等のわなの設置、そしてイノシシ、カラス等の捕獲駆除、石垣等の落石の連絡と補修等、それから、出動した場合はいつも業務日誌をつけていただいております。また、有害鳥獣の対策会議に出させていただくということで対応いたしております、その補助の内容としましては、駆除員の賃金、あるいは軽トラックを貸し出しておりますので、その分の消耗品や燃料代、修繕料等にさせていただくようお願いをいたしております。

それでは、委託ということで、平成29年度、今年度からは委託に切りかえておりまして、

昨年までは市役所のほうにパトロール隊として実質来ていただいておりますけれども、委託に切りかえてからは24時間体制で対応していただくようになっておりますので、非常に助かっているところでもございます。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

私が調べた資料にも書いています。実施隊員は2名ということで、平成29年から猟友会へ委託業務と。会長宅を拠点として見回り業務を行っている。年間3,496千円ということで委託料が出ているわけですけど、仕事内容を見ると結構な量じゃないかなと思うんですよ。冒頭に私は被害の内容で言ったように、石垣であったり溝であったり、こういうふうなところも被害がないか、こういうふうなものも確認をとっていくということなんですけど、できるならば平成30年度、あと2人ぐらい、人数が幾らあればいいという問題ではないでしょうが、これだけ鹿島市内、山間部広い中で、2名で毎日回れるんですか。そこが疑問ですが、どうでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

それでは、ちょっと誤解のほうがあったようで申しわけございません。

今までは2名配置していた、市役所のほうで委託された捕獲員の方2名に来ていただいておりますけれども、今年度から委託しておりますので、それについては2名の方を固定していなくて、猟友会の方で資格をお持ちの方2名に対応していただいておりますので、私のほうの説明が不十分でありましたことをおわび申し上げます。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

2名は固定していなくても金額が変わるわけじゃないですよ、年間3,496千円なんですよ。だから、これをふやすということは、猟友会の会員の方をお願いをして、この人数もふえていくんじゃないですか。そこのあたりを考えていただきたいなど。今その答えを出してくださいとは言わないけど、それをちょっと頭の中に入れながら新年度予算に盛り込んでいただければなと思っております。

次に、箱わな猟についてですが、これも箱わなの台数が少ないんじゃないかという意見が出ているんですね。現在、年5台程度補充と聞いていますが、これをもっとふやす計画等があるのか、答弁をいただきたい。県が取り組むイノシシ捕獲班設置という、久保山に初めて、29年度、ことしの9月からあったやつですが、これにもちょっと計画の無理があるんじゃない

いかなという意見もいただくんですね。というのは、補助者という者が必ず1人要る、それと捕獲をする方、これで3人といいですか、3人でこの班をつくっていただいたとすると、次の年にはもう一人それに入れてくださいと、4人になしてくださいと、だんだんとふやして行ってほしいという県からの要望があるわけですね。なかなかこれには無理があると。農家があって、そして集落があって、そして生産組合があって、猟友会、そして市の担当課、こういうふうなネットワークの強化は必要だとは思いますが、まず箱わなの台数の不足について、それとこの捕獲班設置について、担当課の御意見をいただいてよろしいでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

それではまず、箱わなの数についてでございます。

箱わなについては、平成13年度から貸し出しを行っております記録を見ますと、全部で126台購入して猟友会のほうに貸与をしているところです。貸与年数経過後は譲渡となっておりますので、実稼働数というのは若干少ないのではないかと考えております。

箱わなの購入数については、イノシシの生息数が多いことから、要望に対して十分な配分が受けられない年もありますけれども、ことしは10台分の配分となっております。

それから、この数については、実は餌をいつも補充しなければいけないとか、あるいは同じところに置いておいてもなれてしまったりとか、また、とったらまた次のところに移すということが必要なんですけれども、これは御存じのとおり、免許資格者でなければ箱わなの設置、退去、撤去ができませんので、そういったことも要件にあります。

そういったことで、現在、猟友会の方に捕獲班、委託をしまして行っているし、また、通常の捕獲員の方も、市長が認定をしております猟友会の方々も、日々御協力いただきながら捕獲をしていただいているわけですが、先ほど議員言われたように、県事業の捕獲班についても久保山地区で3名の体制をとっていただいてやるということで一班設置をされております。

しかし、その事業の内容では、4名にふやすとか5名にふやすとか、そうなれば一番いいんでしょうけれども、補助者制度の中身を見てみますと、新たに狩猟免許を取得する場合、または新規狩猟免許取得者が2名以上確保できる場合ということで、3名の中で2名は補助者ですので、その2名の方が1名でも免許を取っていただければ事業継続されるということになりますので、そういったことで御理解をいただきたいと考えております。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

箱わなは8年間たったら譲渡をしているということで、放置している箱わなもあるんじゃない

ないかなと思います。貸し出し用の箱わなについては台帳があるわけですから、しっかりと管理をしていただいて、適切な使用といいますか、そういうふうなのをちょっと心がけていただければかなと思います。

次に、防御柵となる電気柵、ワイヤーメッシュについてですが、現在これに補助を出されています。ただ、その補助の対象が、農作物を出荷している農地に補助が受けられる。しかし、出荷はしていないけど、自分の畑、千葉畑にも被害は出るということは多々あります。そういうふうなところにも、自分のところではこういうふうなのをつくっていますよという添付写真を添えて、ほかの方、農作物を出している方と同じ補助率とは言いませんが、少しでも補助を検討してほしいという意見が出ているんですね。これは考えると、私は市単独事業に当てはまるんじゃないかなと、国から県から補助をもらうじゃなくて。そういうことで、イノシシの防御対策特例として検討をいただけないか。今までの一連の私の質問を聞きながら、市長どうお考えでしょうか、感想を含めお願いします。

**○議長（松尾勝利君）**

樋口市長。

**○市長（樋口久俊君）**

イノシシの問題が大変重要な関心を呼んでいるというのはよく承知しておりまして、さすがによく勉強しておられると思えました。これには幾つか問題がございましたよね。技術的な問題、それから制度上の問題、それから財政的な問題、組み合わせると大変複雑な関係になります。お金さえあればいいという部分じゃないことが多いんですよ。例えば、先ほどもお話をしましたが、移動の処理車というのは、つい最近になってやっといろんな制約のもとに開発をされたというぐらいです。

ただ、御提案の、例えばワイヤーメッシュ、電気柵というのは今我々が保有している防御の中で最も効果があるというふうに思われているんですね。別途、忌避剤というのがございまして、これはいろんなものが挙がってまして、決定打になっていないんです。よく言われるのは、カブサイシンとか、そういうものもいいんじゃないとか、島原半島では火山の硫黄とか、いろんなのをお使いになっていますけれども、やはりなかなか効果が決定的じゃないと。

その中で、電気柵を使うということは有効な手段ですから考えてもいいんですが、1点だけうまく説明できれば、我々も関係の部署と相談をしていかにやと思いついて聞きました。というのは、俺たちはそがんことせんよと必ず農家の方はおっしゃいますけれども、同じものに対して違う補助率なり単価を掛けますと必ず後で叱られるんですよ。そのところをどういうふうに説明するかですね。

だから、例えば家庭菜園用とか、そうじゃないというのを、うまく外見的にも事実上違うものが開発されれば十分検討に値すると思います。同じものでやってくれとなると、これは

恐らくそういう制度を運用する側からは疑問符がつくんじゃないかと。そこをどうやって考えていくかだなと思っているところです。そう思いながら聞いておりました。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

市長は考えてもいいと。補助率の問題ですけど、そのあたりはやはり担当課の方とか猟友会とか、そのあたり、いろんな御意見を聞いてから考えていただければなと思っております。これは本当にいっぱい要望が出ているんですから、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと次に、被害を受けるということは、食害や畑の掘り起こし、水稻の踏み倒しなどのほかに、先ほどから言っているように石垣とか溝の破壊など環境の破壊へとつながっているわけですね。畑や石垣、溝の修復、これに助成といいますか、お願ひをしたいなど。原材料、もしくは重機の借用費、これを、何と言えがいいんでしょうか、災害対策ではないんですけど、そういうふうなことが考えられないのか。

以前に同じようなことで、鹿城川から高津原沿いにそういうふうにならんとイノシシによって壊されたということがあって、区長から申請が出て重機を貸し出したという事例があるわけですが、区全体で区の区長さんが申請をする場合と、今度は自分の畑、ここもそういうふうな対応ができないかと。こういうふうな申請が出たときに、今どのように担当課は対応されていますか、それをお聞きしていいでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

イノシシ被害で確かに農地を荒らしている、これはミミズとかが好物ということで、石垣まで倒せるような力強い鼻ですね、壊している実情は把握をいたしております。

そこで、農地が荒れるとますますイノシシ被害もふえていって、悪いほうの循環に回っていくということで、そういった意味でも防護柵の活用を、荒らされる前に対応をお願ひしているわけでございます。

そこで、そういった被害が起こった場合は、別の事業で交付をいたしております多面的機能支払交付金事業ですね、前の農地・水・環境保全向上対策支援事業でございます。こういった交付金もありますし、また、中山間地域等直接支払事業、こういったものでも対応していただくようお願いをいたしております。

それから、重機借り上げ等の件でございますけれども、そういった事業が行われていない、多面的、あるいは中山間地の事業が行われていないところは、年間15立米の予算額内で重機借り上げ、生コン等の支給、こういったことを対応しておりますし、多面的機能支払交付金

があっても中山間地域等直接支払事業がないところにつきましては、10立米の生コン、または重機借り上げ分の予算を毎年確保して対応に当たっているところがございますので、こういったことを利用されて対応していただければと考えております。

**○議長（松尾勝利君）**

9番伊東茂議員。

**○9番（伊東 茂君）**

いろんな制度があって、私が最後に言ったように、個人のところではなかなかそれが使いづらい。1つの区、部落といいますか、そういうふうなところとか集落、それだったら農地・水、そういうふうな多面的なやつで使えるでしょう。しかし、自分のところだけといったときには、なかなかそれが使えないんですよ。ですから、そのあたり考えていただきたい。

きょうずっと質問をしてきましたけど、もう皆さんこうやってお話を聞いていてわかるように、イノシシ防御柵、そして駆除柵、そして今度は捕獲した後にジビエ化、もしくは処理加工施設、この流れがやはり必要だろうと思います。処理加工施設を建設するには、どうしても下水の完備が必要です。垂れ流すことは無理です。下水が完備されていなかったら、大型の浄化槽が今度は必要になります。じゃ、大型の浄化槽は、非常にこれは点検等、年に何回とか、そういうふうなのが必要になってきますから、できれば下水道が完備された、そのエリアが最適ではないかと思います。ただ、処理をした後、残った体のうちの一部は産廃業者へ処理委託をしなければならぬわけですけど、この処理加工施設、今までも議論をしてきました。考えるに、嬉野、鹿島、太良、広域での処理加工施設が必要だろうと思います。じゃ、そうなったとき、行政は全く考えていないわけじゃないでしょう。今後、建設をするとき考えたとき、候補地として幾つぐらい考えていらっしゃるでしょうか。それについて教えてください。

**○議長（松尾勝利君）**

下村農林水産課長。

**○農林水産課長（下村浩信君）**

議員御指摘のとおり、処理加工施設につきましては、排水——これは浄化槽設置か下水道への排水ということになります。こういったことになれば場所の選定ということで、猟友会のほうも施設をつくろうという意向があられますが、場所の選定がなかなか難しいということで、そういったことでも相談を受けているところがございますので、過去に十数カ所ぐらい候補地を挙げて、どこがいいだろうかというふうな議論も猟友会のほうでされたようがございますが、なかなかこれまで決まってきたというところで、私どももそういったことが、どこが設置をするのか——設置主体ですね、そういったことでもありますので、今後さらに検討していきたいなどは考えております。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

きょうはこのイノシシの駆除対策について、時間を半分以上費やして行政からの答弁もいただきました。市長からもいただきました。ただ、こういうふうな議論をもっとして行って、そして、市民の方に今この大変さ、対策を早急に練らなければならないという意識を持っていただき、処理加工施設の建設についても理解を得なければならないと思っております。ただ、隠れてこちらだけで候補地を探して、そして区にお願いしても反対されるだけです。もっとこれをオープンに議論して行って、一番最初に言ったように、もしかしたら保育園や小学校、いつイノシシが昼間侵入してくる可能性がないとも言えませんので、そのあたりをこれからもまた議論していきたいし、次の3月の新年度予算でもまた意見を述べさせていただきます。

きょうは御答弁ありがとうございました。以上で一般質問を終わります。

○議長（松尾勝利君）

以上で9番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩し、午後2時から再開します。

午後1時51分 休憩

午後2時 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

8番勝屋弘貞でございます。通告に従いまして、質問申し上げます。

今回は、鹿島市における地域共生社会の実現に向けた取り組みについてお聞きしたいと思います。

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律、これが来年4月1日より施行予定となっております。介護保険法を初め、医療法、社会福祉法など31の関連法案を改正したものでございますけれども、この改正法案では、地域共生社会の理念を規定するとともに、実現のため公布後3年をめどに整備することとし、市区町村へ努力義務として、地域福祉計画の策定と分野を越えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制の構築に取り組むことを求められているところであります。

昨年4月には、国は地域共生社会という新しい地域福祉の概念を公表し、ことし3月には新たな福祉ビジョンとして、高齢者、障害者、児童等の対象者にかかわらず、包括的、総合的に支援する仕組みの構築、そして地域の支援ニーズの現状、将来的変動、人口の状況、ま



ちづくりの方針等を踏まえ、それぞれの地域がその実情に合った福祉体制を整えることが重要であるといったガイドラインが発表されました。

今までの専門性にのっとりた高齢者介護、障害者福祉、子育て支援等のほかに、複数分野の支援を総合的に提供する仕組みを推進し、その基本的な理念として、高齢者、障害者、児童等が集い、誰もが分け隔てなく支え合い、その人のニーズに応じた支援が受けられるという共生型社会の構築を目指すとし、これらを受けて、全国の自治体ではその地域に合った福祉政策を構築すべく準備を進めてきたところであります。

国が示す地域共生社会の実現が求められる背景と方向性は大きく2つ。1つは、公的支援の「縦割り」から「丸ごと」への転換を図るということ。これは、個人や世帯の抱える複合的な課題などへの包括的な支援や人口減少に対応する分野をまたがる総合的サービス提供の支援の必要性から、包括的支援体制を構築するということであります。もう一つは、「我が事」・「丸ごと」の地域づくりを育む仕組みへの転換であります。住民相互の支え合い機能を強化し、公的支援と共同して地域課題の解決を試みる体制を整備することで、住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す、地域の資源を生かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出すといったものであります。

特に2つ目の、市民の皆様に大きくかかわるところであります。高齢者のみの世帯や単身世帯の増加などによる家庭機能の低下、社会的孤立といった問題、制度が対象としないような、例えば電球の取りかえ、ごみ出し、買い物や通院のための移動などの身近な生活の課題への支援の必要性の高まり、また、軽度の認知症や精神障害が疑われ、さまざまな問題を抱えているが、公的支援制度の受給要件を満たさない制度のはざまの問題など、その地域に暮らす者が自分のこととして捉え、かつて日本人がそうであったように、互助の精神で支え合う地域を構築するというところでございます。

先日、文教厚生産業委員会の視察で先進事例を見てまいりました。御紹介申し上げますと、そこは廃絶した寺を改修して多機能型施設を開設し、就労継続支援B型、生活介護、高齢者サービスといった福祉サービスを行い、温泉や食事どころ、カフェ、トレーナーがいるスポーツジム、地域の子供たちも遊べる遊具が充実した広場などを一体的に運営し、地域コミュニティの場と雇用の場となっており、地域住民と障害者や認知症、高齢者等が共同の場で活動することで相互理解が進み、人と人が支え合う支援ネットワークが構築されておりました。

さて、質問でございますが、鹿島市における地域共生社会とは、今ある資源を生かし、市民が負担に感じることなく、ともに心を高め合うことのできる鹿島らしい地域共生社会とはいかなるものなのか。安全・安心で心豊かなまち鹿島を構築するために、福祉行政の充実が絶対に怠ることができないところであります。今までと違い、地域が主体となった福祉のまちづくりとはいかなるものか、市長の考えを改めてお聞きしたいと思っております。

担当部局に対しましては、第二次鹿島市地域福祉（活動）計画及び地域包括ケアシステムとはいかなるものかをお尋ねしたいと思います。

我々議員は、全員協議会の折に素案の説明を受けましたが、多くの皆さんがこのテレビを  
ごらんになっていると思いますので、改めてわかりやすく説明をお願いして、総括の質問を  
終わりたいと思います。

あとは一問一答にてお願いします。

**○議長（松尾勝利君）**

執行部の答弁を求めます。樋口市長。

**○市長（樋口久俊君）**

御指名がございましたので、お答えいたしたいと思います。

改めて申し上げるまでもなく、地域には多くの人があるような立場でいろいろな生活を抱えながら暮らしておられるわけですが、中には精神的、あるいは肉体的に課題と申しますか、障害をお持ちで悩んでおられる方、あるいは高齢者の方々、子供たち、それから自分ではないけれども、自分の家族に何か気がかりな人がおられるとか、それから病気に苦しんでおられる方、あるいは孤立をしておられる方など、いろいろな人々がおられますけれども、そのような人々を包み込んで市民が日々の生活を安心して過ごすことができるというまちが福祉のまちということでございますから、そういうふうに私は理解をいたしております。

したがって、そういうまちをどうやって実現していくか、そこにどうやって近づいていくか、そういう行政、あるいは政治、社会体制、そういうものが福祉というもので包まれるんじゃないかと思っております。その場合、さっき言いましたように、体制がどうだとか、どういう施設があればいいだとか、どういうルールがあればいいだとか、これといった最終形とかモデル、いわゆる標準装備と申しますか、そういうものがあるわけではないんですけれども、少なくとも前向きに、少しでも充実したものになるように、その条件や環境づくりに配慮して進めること、それが、さっきもお話ししましたが、福祉行政ではないかと思ます。

ただ、これは現実にはさまざまな制度的問題とか、あるいは地形的な問題とか、経済的な問題がありますので、これだけやればいいのか、これで終わり、でき上がりということはないと思います。やらないといけないことは、現在できること、やらなければならないことをどういうふうに思い定めるか、そしてそれを集約するというのが、先ほど議員もおっしゃいました、御説明を申し上げました第二次鹿島市地域福祉（活動）計画に集約をされていると、私はそういうふうに思っております。私の福祉に対する考え方は、そういう意味で作り上げられているというふうに理解をしていただきたいと思います。

以上です。

**○議長（松尾勝利君）**

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

私のほうからは、第二次鹿島市地域福祉計画及び活動計画について、その概要を説明したいと思います。

まず、地域福祉計画についてですが、地域福祉計画とは市町村が地域福祉を推進するために必要な理念や仕組みを示すための行政計画として策定いたすものでございます。対しまして、地域福祉活動計画ですが、この地域福祉活動計画とは、社会福祉協議会が地域福祉を推進するための実践的な活動、行動計画として策定するものでございます。

地域福祉計画及び地域福祉活動計画の策定に当たっては、安心を形にする、利用者本位の福祉サービスを提供する、地域福祉力を高めるという3つの基本目標のもとに、それぞれ具体的な項目を掲げ、市と社会福祉協議会が地域福祉の将来像を共有した上で取り組むべき内容を掲載しているところでございます。

現在、平成25年度から本年度までの5年間を計画期間とした第一次の計画の理念や福祉ビジョンに基づき各種施策を展開させているところですが、第二次鹿島市地域福祉計画及び活動計画につきましては、第一次計画を引き継ぎ、平成30年度から5年間を計画期間として予定しているところでございます。

第二次計画において力を入れたところでございますが、第一次計画において助け合いの役割を表現する自助——これはみずから主体的なものでございます。共助——地域の資源と連携によるもの、公助——公的なもの、それらの観点からの方策から、第二次計画においては共助を見直し、互助の観点からの方策を新たに加えたものでございます。この新たに加わった互助については、例えば近隣の助け合いなど相互扶助と呼ばれるものでございます。

また、第一次計画においては掲載していなかった新たな事業についても、第二次計画では盛り込んでいるところでございます。具体的には、生活困窮者自立支援事業、就労準備支援事業、生活支援体制整備事業や成年後見制度利用支援事業などについて、それぞれ関連する項目の主な事業の中に組み込んでいるところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

私からは、地域包括ケアシステムについて御説明をいたします。

地域包括ケアシステムについては、介護保険法第5条第3項にその理念を規定されているものです。その内容は、「国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状

態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するように努めなければならない。」とされているものです。

具体的には、団塊の世代が全て75歳以上となる2025年を目途に、重度な介護状態となっても、住みなれた地域で自分らしい暮らしをし、人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護予防、住まい、生活支援が包括的に確保される体制を地域包括ケアシステムと定義し、その構築が求められているところであります。

65歳以上の高齢者数は今後も増加し、推計方法により違いはありますが、平成37年前後にピークを迎えることが予測されています。高齢者人口の増加とともに、要介護認定率も上昇し、介護保険の利用者も増加していくことが見込まれています。

その一方で、人口減少により、15歳から64歳までのいわゆる生産年齢人口は減少し、現在、介護保険料を負担している40歳以上人口も減少していくことが見込まれています。

このような理由から、65歳以上の介護保険料も今後上昇することが見込まれており、地域包括ケアシステムの構築とともに、持続可能な介護保険制度を維持するために、その制度においては重点化、効率化が求められているところであります。

以上です。

**○議長（松尾勝利君）**

8番勝屋弘貞議員。

**○8番（勝屋弘貞君）**

丁寧な説明ありがとうございました。今回の計画の素案を見ておりますと、見れば見るほどこの問題は大きな問題だな、難しいなということを感じた次第でございます。

今回、第二次計画を作成するに当たり、市民、区長、民生・児童委員さんよりアンケートをとられているようでございますが、どのようなお答えがあったのか、どのような方法でとられたのか、その辺あたりをお聞きしたいと思います。

**○議長（松尾勝利君）**

染川福祉課長。

**○福祉課長（染川康輔君）**

第二次鹿島市地域福祉計画を策定するに当たり、今回アンケートをとらせていただきました。

まず、このアンケートの調査方法について御説明しますと、今回、市民アンケートにつきましては8月に実施をいたしましたところですが、アンケートは、18歳以上の市内在住者のうちから、高齢者の方のみの世帯、中学生までの子供のいる世帯、障害のある方がいらっしゃる世帯など、階層別に調査総数1,060人を無作為抽出し、無記名による回答をお願いしたところでございます。1,060人中359人の方から御回答いただき、回収率は33.9%というところでござ

ざいます。

次に、区長さんへのアンケートにつきましては、84人中78人より回答をいただき、回収率は92.9%でございます。

また、民生・児童委員さんへのアンケートにつきましては、96人中90人より御回答をいただき、回収率は93.8%でございます。

次に、市民アンケートの内容についてですが、ちょっと事項ごとに申し上げるには時間が足りませんので、今回のアンケートと、実は一次計画のときにもアンケートをとっております。一次計画は5年前ですが、その5年前のアンケートと今回のアンケートと比較して、特徴的な傾向がうかがえる事項のみちょっと取り上げてみたいと思います。

まず、地域の福祉課題に対し、「住民相互の自主的な支え合い、助け合いの必要性についてどう思いますか」という問いに対しまして、今回と5年前を比べてみますと、「とても必要だと思う」という回答割合が減ったのに対し、「ある程度必要だと思う」という回答割合がふえています。

次に、「御高齢の方、障害のある方や子供のいる世帯に対し、あなたが協力できることは何ですか」という問いに対し、今回と5年前を比べてみますと、「安否確認」や「安否確認の声かけ」や「話し相手」「相談相手」という回答割合が減ったのに対し、「わからない」や「特にない」という回答割合がふえてきています。

次に、「困ったとき誰に相談しますか」という問いに対し、今回と5年前を比べてみますと、「家族」「親族」「友人知人」や「隣近所」という回答割合が減ったのに対し、「市の相談窓口」や「自分の職場」「医療機関等」という回答割合がふえてきています。

また、「あなたはどのような団体等に、地域の福祉活動の担い手になってもらいたいですか」という問いに対し、今回と5年前を比べてみますと、「区」や「民生・児童委員」という回答割合が減ったのに対し、「社会福祉協議会」という回答割合がふえてきています。

これらのことから、地域における住民相互の自主的な支え合い、助け合いに対する必要度がやや薄れ、相談相手には市や職場を、地域福祉活動の担い手に社会福祉協議会を選ぶ市民がふえたことから、地域の人間関係がやや薄まり、行政や福祉団体等に支援を求めるという姿がかいま見えるという印象でございます。

続きまして、区長さんと民生・児童委員さんのアンケートについてですが、区長さんと民生・児童委員さんに同じ内容をそれぞれ質問しております中で、今回と5年前を比べてみても回答割合の高い回答というのは、現在の区長さんも民生・児童委員さんもおおむね同じ傾向にあります。

ただ1点だけ、「地域福祉を推進するための担い手としてどのような組織が最適と思いますか」という問いに対しては、今回と5年前を比べてみると、区長さんの回答では「行政」や「社会福祉協議会」という回答割合がふえたのに対し、「民生・児童委員さん」や「地

元」という回答割合が減っています。これに対し、民生・児童委員さんの回答では「地元」や「社会福祉協議会」という回答割合がふえたのに対し、「行政」という回答割合が減っているというような結果が出ているところでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

今のアンケートの結果をお聞きしますと、地域間の関係が薄れてきているというのは見てとれるわけでございます。実際これから、先ほど2025年問題をお話しされましたね。団塊の世代が75歳になられるという年でございますね。それで、その後にもまた2035年というのがございます。団塊の世代ジュニアが65歳になる。そのころには独身世帯が半数近くになってくるというようなデータもございます。そういった中で、地域間が薄れておる中で、今回の第二次計画、そういった包括ケアシステムを構築するのは大変だなというのを私はこの質問を考えながら思っておりました。

鹿島市の今の現状、問題点、課題、これらの細かいところまで答えていただくと、多分持ち時間がなくなるんじゃないかなと思うんですけども、大まかなところでどういったものを大きなところと捉えていらっしゃるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

課題等でございますけど、あくまで第二次地域福祉計画の先ほどのアンケートを踏まえた上での一応課題ということで捉えていただければと思いますが、まず、課題といたしましては、第二次計画の中にも掲載しておりますが、例えば地域のつながり、いわゆる地域コミュニティを強めていく働きかけが必要といった課題や、関係者のネットワーク構築と適切な情報共有が必要といった課題、市や関係機関と地域が連携し一体となり支援することが必要といった課題、あと、学習機会の提供が必要などといった課題が挙げられると思います。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

わかりました。

先ほども質問しましたがけれども、単身世帯がふえてくる、そういったところがある。鹿島市の各世帯の今後の推移はどうなるのか。総世帯数、核家族世帯数、単身世帯数、それと65歳以上の高齢者単身世帯数、高齢者夫婦世帯数、地区、部落ごとのそういったところ

の推移、年齢別等、そういう項目でそういった推移予測を鹿島市はきちんと立てているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

お答えします。

今後の推移ということでございますけれども、結論から申し上げますと、世帯数とか行政区ごとの年齢別の推移などについては、現在、将来を推計するデータが出ておりません。世帯数がいつまで増加していくのかとか、行政区ごとの人口がどのように変動するかなどの推移については、ちょっと現段階ではお示しするのは難しいことであると認識はしております。

ただ、今後の推移についてはまだわからないんですけれども、その傾向を捉えるということで、実態について過去のデータをちょっと振り返ってみますと、まず総世帯数、核家族世帯数、単身者世帯数の推移ですけれども、国勢調査による5年ごとの推移では、総世帯数、核家族世帯数、単身者世帯数ともに増加をしております。これは本市の人口が減少していることからすれば逆の動きになっておりますので、いわゆる世帯分離などが進んできているものと考えられます。

次に、65歳以上の高齢者単身者世帯、高齢者夫婦世帯の推移ですが、これも過去のデータを振り返ってみますと、5年ごとの推移では、高齢者単身者世帯数、高齢者夫婦世帯数ともに増加をしております。これは本市の65歳以上の人口が増加していることに伴う増加と考えられます。

次に、行政区ごとの推移、年齢別の推移ですが、これも過去のデータを振り返り、本年——平成29年と10年前——平成19年の6地区ごとの人口について比較しますと、やはり鹿島地区の減少率が最も小さい状況です。

行政区ごとの推移についてですが、行政区ごとではどうしても対象範囲が小さいため、比較分析しにくい状況ですので、特徴的なことのみ申し上げます。

まず、総人口についてですが、ほとんどの行政区の人口が減少する中、一戸建てやアパートなど住宅開発が進んだと考えられる行政区につきましては人口が増加しているという状況です。このことは鹿島地区だけに言えることではなくて、他の地区においても特定の行政区のみ人口が増加しているという状況はあらわれているというところです。

年齢別の推移ですが、65歳以上の人口については、10年前と比較して全体的に増加している行政区が多い状況ですが、比較的人口が少ない行政区においては、人口そのものの減少率が大きいため、65歳以上の人口についても減少している場合があります。ゼロ歳から14歳までの年少人口については、10年前と比較して全体的には減少している行政区が多い状況ですが、住宅事情がよくなった行政区は、人口そのものの増加に伴い、年少人口も増加している

状況です。中には、行政区の人口は減少するものの、年少人口は増加しているケースもありますが、例えば、そのときの保護者の年齢層により一時的に増加しているなど、種々の事情があると考えられますので、一概にはその傾向をお示しすることができない状況でございます。

なお、参考までに将来予測ということで申し上げますと、人口については平成27年度に策定された鹿島市人口ビジョンによる2060年までの5年ごとの独自推計において、今後も減少していくということが推計されているところです。また、65歳以上人口については、鹿島市人口ビジョンによる2060年までの5年ごとの独自推計において、団塊の世代の全てが75歳以上となる2025年をピークに減少していくということが推計されているところでございます。

以上でございます。

**○議長（松尾勝利君）**

8番勝屋弘貞議員。

**○8番（勝屋弘貞君）**

丁寧にありがとうございました。

地域ごとにやっぱり全然違ってくる、山間部、まち部、そういったところで全然地域の状況が違ってくるというわけでございます。

国の方針を読んでおまして、地域包括ケアシステムの地域を国は歩いて帰られるような中学校区、こういったところで考えているのかなというのを思いました。あくまでも歩いて帰られる校区ということですね。

先ほど課長おっしゃいましたように、地域ごとにこれだけ違ってくるのに、鹿島の場合は中学校区でも歩いて帰られるような距離じゃないということもありまして、鹿島市においてはこの地域というのをどういうふうに捉えていくのかをお聞きしたいと思います。

**○議長（松尾勝利君）**

田崎保険健康課長。

**○保険健康課長（田崎 靖君）**

地域をどう捉えるかという御質問です。

議員御紹介にあったように、地域包括ケアシステムの中には日常生活圏域という考え方がございます。これはおっしゃられるように、中学校区を単位として考えられているものです。

具体的には、おおむね30分以内に必要なサービスが提供されることが想定をされているところであります。鹿島市で考えれば、中学校が2校ございますので、まず基本的には2日常生活圏域というのを基本に考える必要があろうかと思っています。

この日常生活圏域のサービスというのは、住まいを中心とした医療、介護、生活支援、介護予防などのサービスということでございます。提供体制の地域バランスというのはどうしてもございますので、中学校区が東部地区と西部地区ということできれいに分けて考えるこ



とはなかなかできないのではないかと考えております。

また、実際サービスを提供する場合には、日常生活圏域というのは中学校区が想定をされているところでございますけれども、重層的に市全体を一つと考えるサービスや、小学校区、また自治会ごと、鹿島でいえば部落ごとというような単位で考えられているサービスも想定をされているところでございます。

以上です。

**○議長（松尾勝利君）**

8番勝屋弘貞議員。

**○8番（勝屋弘貞君）**

中学校区でも考えるし、部落単位でも考えるというような捉え方でよろしいんですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

例えば65歳以上、サラリーマンとして働いて、定年退職後、そういった方が多くいらっしゃる地域、または1次産業を中心として、山間部だったり、農村地域だったり、そういうところで、まだ65歳以上になっても元気で働いていらっしゃるような地域、いろんな地域がございます。そういった地域の、格差と言うと表現は悪いんですけど、そういう差があります。そういったところですよ。

だから、地域で福祉を担っていただけるような方々が多くいらっしゃる場所、少ないところ、そういったところがあると思うんですよ。例えば山間部だったら、地区の公民館に集まってくださいということになっても、やっぱりどうしても自動車で来られたりとか、そういう歩いていけないような距離になってしまうわけですよ。そういった場合の交通手段はどうするの、燃料代はどうするの、誰が運転するの、そういうふうに単純に考えてみてもそういう問題が出てくると思うんです。

今、市では循環バスとかデマンドタクシーなどに取り組みされておりますけれども、そういったものも今後細分化された仕組みとか、デマンドタクシーみたいな機能を持った地域で運用するような、そういったところまで考えていかにやいかんのかなというようなところを思うわけでございます。この辺について、土井課長いかがでしょうか。

**○議長（松尾勝利君）**

土井企画財政課長。

**○企画財政課長（土井正昭君）**

お答えします。

循環バスやデマンドタクシー、その細分化というお話であったかと思っております。

基本的には、交通弱者の方の足を確保するということが公共交通事業を実施しているわけなんです。それは、先ほど市長の最初の答弁にあったように、地域福祉のための標準装備ですね、こういったものを用意するかというようなインフラ——道路とか水路とか、そういったイン

フラに近いようなものとして、市全体をカバーできるようなサービスを提供するものの一つの考え方として、公共交通——バスであったりデマンドタクシー、今回は周辺地域ですね、先ほどおっしゃったように山間部とか市街地から遠いところにあるような方のカバーをする公共交通空白地帯ですかね、これをカバーする方法としてデマンドというの也被えられるといたことで、その地域の実情に応じて公共交通そのものは装備をしていきたいとは思いますが。

ただ、今回の質問の内容は、地域共生社会、福祉計画における交通手段のことをおっしゃられていると思いますので、公共交通を標準装備として装備をした中で、それをどのように活用するかはこちら企画財政課のほうで福祉計画の中で検討するものだと思います。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

基本的に、循環バス、デマンドと大きな道を回るようなところなんでしょうけど、実際、ドア・ツー・ドアでやっているところもあると思いますけれども、どうしてもやっぱり集まってくいただくためにはそういうのも細分化していく必要があるのかなと。地域に任せるにしても、やっぱりそういうルール決めとかなんとか、そういうのは必要なのかなと思いますので、ぜひとも検討をお願いします。

計画の内容についてちょっとお尋ねしますがけれども、今回、自助、共助、公助にプラスして、互助といった考えも盛り込まれております。葬式代の代金を積み立てる互助会とか、そういったところでの互助とかは、そういうのは私も知っておりますけれども、読んで字のごとく、お互いを助けるということだと思いますけれども、今まで私は共助の中に含まれたんだよねというのを捉えていたんですね。新たに互助、こういったものをどういうふうに考えていくのというところでお聞きしたいと思います。互助とは一体どういうふうに考えればよろしいでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

互助の考え方についてですがけれども、確かに従来は自助、共助、公助という、いわゆる3助というふうに申し上げてきたものを、今回、互助を加えたことによって4助により地域福祉を推進するというような形になっております。

この互助という言葉でございますけれども、平成24年8月に公布された社会保障制度改革推進法において、社会保障制度改革を行うための基本的な考えの中でも、最も適切に組み合わせるように3助について留意することや、家族相互及び国民相互の助け合いの仕組みを通

じてその実現を支援していくことと定められております。

互助という言葉自体は、それ以前も国の研究会などで使用されてきた経緯はありますが、その後、平成25年8月の社会保障制度改革国民会議の報告書などで、地域の人々の間の、ちょっと英語ですが、インフォーマルな助け合い、形式的でない助け合いを互助と位置づけ、人生と生活の質を豊かにする互助の重要性を確認し、これらの取り組みを積極的に進めるべきであるというふう述べているところがございます。

今回、地域福祉計画におきましても、新たに第二次計画の中で互助について加えたものがございますけれども、先ほども申し上げましたが、例えば近隣の助け合いなどの相互扶助などを互助というふうに位置づけているところがございます。

以上でございます。

**○議長（松尾勝利君）**

8番勝屋弘貞議員。

**○8番（勝屋弘貞君）**

互助、今までもあったはずなんですよね、なくなっちゃいけないと思うんですよね。でも、先ほどからおっしゃっているように、ひとり世帯とか、地域とあんまりかかわりたくないよねとか、そういう社会の中でとか、そういった中で、ちょっと感じるのが薄れてきたのかなというようになところを復活させようということなんです。

地域福祉力を高めるためにボランティアの育成を図ることとして、子供のころからまちづくりに参画する機会を提供するということがアンケートに書いてありました。その中で、共同意識の高揚を図る、私も子供のころからしっかりとそういう共同意識をたたき込んでいきたいと思っておりますけれども、この共同というものは、イコール互助、そういう捉え方でよろしいのでしょうか。学校教育の中で子供たちにたたき込んでいくのか、地域の活動の中でたたき込んでいくのか、そういったところで、主な事業の中にはどういうことをやっていくんだというような記載がなかったので、多分この計画は教育委員会も参加されてつくられたと思うんですけれども、子供たちの対応をどういうふうにして取り組んでいかれるのか、お聞きしたいと思います。

**○議長（松尾勝利君）**

江島教育長。

**○教育長（江島秀隆君）**

この計画につきましては、教育委員会のスタッフもかかわって協議をさせていただいております。

それで、子供のころからまちづくりに参画できる機会を提供し、共同意識の高揚を図りますというふうにこの中で表現をしておりますけれども、やはり人と人のかかわりというのは教育の場で非常に重要なものがございます、子供のころから大人になるまで、これはも

う絶対欠かせないものだというふうな考えのもとに、私たちは教育の場で取り組んでおります。

福祉という観点から考えますと、平成8年だったと思いますけれども、鹿島市の福祉教育に関する条例というものがつくられております。それがつくられてから、教育委員会といたしましても、福祉教育に関しましては確実に取り組んできておりますし、その活動が推進できるような手助けを継続してやってきております。

そういったことで、各小・中学校ではいろんな活動に取り組んでいただいております、それこそお年寄りとかかわりとか、あるいは身体的にちょっと大変な方とかかわり、いろんな人とかかわりという意味で子供たちは触れ合いをしております。また、お年寄りとの触れ合いについても取り組んでおります。

これを一つ一つ詳しく説明すれば時間がかかりますので、この程度でやめておきますけれども、いずれにしても、福祉について、そしてお互いに助け合うこととかいうことについても、さらに継続して取り組んでいきたいと思っておりますし、最近では学習指導の場面においても、アクティブ・ラーニングというような言葉がはやっております。自主的、主体的な、共同的な学習ということでやっておりますので、ますます子供たち同士も接する機会というのはふやしていかなければいけないというふうに思っております。とにかくいろんな人とかかわりを大事にしていこうという気持ちで教育の場では頑張っていきたいと思っておりますのでございます。

**○議長（松尾勝利君）**

8番勝屋弘貞議員。

**○8番（勝屋弘貞君）**

以前、私の家にも、中学生でしたかね、ばあ様のところにやってきて、いろんな話し相手になってくれたり、そういうのを授業の中でやっていらっしゃったなのを、今ちょっとお話を聞きながら思い出しておりましたけれども、やっぱり小さいころからしっかりとそういう考えを持って地域で福祉をやっていかにやいかんということを学校のほうでもしっかりと教えていただきたい、そういうふうに思う次第でございます。

それで、地域包括ケアシステムの中に在宅医療というのも含まれてくるんですね。鹿島市には幸いにも社会医療法人祐愛会がありまして、せんだってテレビ番組にも取り上げられておりましたけれども、そういったところで全国的にも先進モデルとして紹介されてありました。鹿島市は進んでいるように言われることもあるんですけれども、地域包括支援システムの中で、在宅について地域とどういうふうにかかわっていくのか。地域住民は医療行為はできないんですよね。そういった中では、システムの中で地域はどういうふうにかかわりになってくるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

**○議長（松尾勝利君）**

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えをいたします。

先ほど議員おっしゃられた在宅医療というのは、地域包括ケアシステムの構築のために今回求められた新たな事業ということで、地域支援事業という事業を行っておりますけれども、その事業の中の一つ、在宅医療・介護連携事業というのがございます。

参考までにほかの事業を申し上げますが、認知症施策の事業、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの充実・強化ということで、議員おっしゃられたように生活支援体制整備事業という事業をやっております。

地域とのかかわりということでございますけれども、地域包括ケアシステムの概念と申しますか、考え方として、住居、住まいを中心として、医療を受けることが必要であれば医療機関、介護を受けることが必要になれば介護施設、在宅サービスや施設サービスを使いながら、入院が必要であれば入院をして、自宅に戻ってこられるようになれば住居に戻ってくるというような考え方。それともう一つ、今、国のほうが想定をしておるのは、地域での支え合いというような、生活支援サービスということで、介護予防や生活支援を充実させましょうという事業を行っているということでございます。ですので、その地域とのかかわりということであれば、先ほど議員おっしゃられるように地域での生活ができるような体制というのを充実させていく、医療が必要であれば医療を充実させていくというような考え方になるかと思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

例えば、高齢者ひとり住まいでいらっしゃる、そういった方が在宅医療ができるのかなとか、ひとり住まいの方の在宅医療というのは可能なかなといったところで、医療行為は病院側が巡回して回ってこられるんだけど、日ごろのお世話云々、そういったところまで地域で見るの、そこまで見ないでもっと軽いところで地域がかかわっていくんだよ、そういったところの線引きですよ、どこらあたりまで地域がかかわれるのかなと。そういう個人さんのところにかかわっていく中では、個人情報云々かれこれもあるので、難しいと思うんですよ。そういったところはどんな感じになっていくんでしょうかね。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

先ほど地域包括ケアシステムの中の住まいということで申し上げましたが、想定をされている住まい、御本人さんの自宅もそうですけれども、例えば有料老人ホームであったり、グループホームであったり、そういったところも住まいの一つとして考えられております。そういうのも住まいの一つということで地域で生活をすると。ずっと入院をするということではなく、施設にずっと入所するというのではなくて、住まいを中心にやっていくということになります。

それと、訪問診療につきましては、医師の診断のもとに訪問看護ステーションというところから定期的に看護師が訪問看護をするというようなシステムで在宅診療というのは進められているということをお聞きしておりますので、ひとり暮らしであって、議員おっしゃられるように、その程度といいますか、そこについては医師の判断等があるかと思いたすけれども、そういった形で在宅の支援をしていくことになるんじゃないかと思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

非常にそういうところ、ちょっとデリケートなところもあるのかなとも思うんですね。わかりました。

この計画の中に入っているアンケートを見ていまして、意外と社会福祉協議会はよくわからないというような回答もございました。社協と表現しますけれども、鹿島市と社協の役割分担について、介護用具の貸与とか、そういったものを利用された方は、そういう事業を社協はやっているんだなというような認識を持たれたと思いたすけれども、社協とは改めてどういった役割を持っているのか。共助を受け持つのが社協で、公助を受け持つのが鹿島市ということなのか。そういったところで、鹿島市と社協の役割分担、連携についてお聞きしたいと思いたす。

○議長（松尾勝利君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

市と社会福祉協議会の役割分担と連携などについての御質問かと思いたす。

まず、社会福祉協議会についてですが、社会福祉協議会は社会福祉法第109条の規定により、地域福祉を推進することを目的とした中核的な組織として位置づけられているところで

す。今回の第二次計画においても、第一次計画同様、行政が策定する地域福祉計画とあわせて社会福祉協議会が地域福祉を推進するための実践的な活動、行動計画として地域福祉活動計画を策定されます。

この地域福祉活動計画の位置づけでございますけれども、社会福祉協議会が主体となって策定をいたします自主的な行動計画となっております。福祉活動を行う地域住民やボランティアなどの自主的、自発的な取り組みについて体系化したものとなっているところでございます。

地域福祉活動計画の策定に当たっては、行政サイドが策定する地域福祉計画の将来像を共有し、先ほど冒頭申し上げた安心を形にする、利用者本位の福祉サービスを提供する、地域福祉力を高めるという3つの基本目標に沿った具体的な活動が盛り込まれているというところでございます。

今後、行政が策定する地域福祉計画に掲載した取り組みや方策と歩調を合わせて、地域福祉力の向上のため、今回の計画に沿ったさまざまな活動を、これは主にですが、社会福祉協議会が主に共助の部分で市と連携しながら展開されていくものというふうに認識をしているところでございます。

以上です。

**○議長（松尾勝利君）**

8番勝屋弘貞議員。

**○8番（勝屋弘貞君）**

福祉に関する考え方はいろいろまた難しくなってきた、いろんな事業がふえてきているように私は捉えているんですね。平成26年に生活困窮者自立相談支援事業、生活お困り相談とか、28年に生活支援体制整備事業と、社協は市からの依頼で新たに取り組まれておるんですよ。市でやるより社協でやるほうがよいというような判断で委託されているんだろーと思っておりますけれども、特に国からの指示があったのかどうか、そういうものなのか、鹿島市の現状を見た場合、やっぱり高齢者、障害者、生活困窮者、いずれも増加傾向にある中で、社協の負担が大きくなっておるんじゃないかなというような、押しつけておるわけじゃないんでしょうけれども、社協の負担が大きくなっているんじゃないかと思われるところなんですけど、それはいかがでしょうか。

**○議長（松尾勝利君）**

染川福祉課長。

**○福祉課長（染川康輔君）**

まず、社会福祉協議会に委託をしている理由でございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、社会福祉協議会は社会福祉法第109条の規定により、地域福祉を推進することを目的とした中核的な組織として位置づけられております。市としても、社会福祉協議会が持つ、例えば各種相談窓口としての機能、ボランティア活動や見守り活動など活動拠点としての機能、それから各種団体とのネットワーク機能、地域密着型の生活支援サービス機能など多くの機能や、あと、事業を行う上で必要な経験や資格を有する人材などに着目して、よ

り事業の実施効果が高いものとして業務委託を行っているところでございます。

また、先ほど申し上げた地域福祉計画の市民アンケートにもありましたとおり、社会福祉協議会は多くの市民の方から地域の福祉活動の担い手になってもらいたいという期待も寄せられているため、より住民に身近な組織であるという認識もあるということでございます。

あと、社会福祉協議会の負担が大きくなっているんじゃないかというような御質問なんです。市のほうも、委託を依頼する場合は過度な負担にならないよう、人件費など必要な財源をつけた上でお願いをしているものでございます。

また、受託側である社会福祉協議会が目指されている地域福祉の充実とか、福祉のまちづくりといった方向性については、市と社会福祉協議会で一致をしております。事業の実施可能性を社会福祉協議会としても検討、精査されて、必要性和メリットが認められるために受託をされているものと認識をしております。

なお、市としても、社会福祉協議会に全てを請け負わせるということではなくて、具体的に申し上げますと、例えば、生活困窮者自立支援事業につきましては調整会議というものが行われます。そういった場合は、市と社会福祉協議会合同で支援計画の検討や評価、個別のケース検討などを行っておりまして、また、実際の現場での対応も、市の家庭相談員や就労支援員と社会福祉協議会職員で行うなど、さまざまな場面で連携して事業を遂行しているところでございます。

以上でございます。

**○議長（松尾勝利君）**

8番勝屋弘貞議員。

**○8番（勝屋弘貞君）**

連携をうまくやっているというふうに捉えてよろしいんでしょうね。よろしく願います。

地域包括ケアシステムを構築するに当たりまして、やっぱりその地域をリードする、そういうリーダーが必要になってくると思うんですね。そういった養成をどうするのか。現在、地区の福祉に関しては、区長さんとか民生・児童委員さんとか、そういった方々が今お骨折りをしていただいておりますよね。地区によって違うと思いますけれども、そういった区長や民生委員にはなり手が無いというふうな、そういうこともよく耳にするんですね。そういった中で、あとは地域で福祉云々というようなことになってくると、区長や民生委員さんの負担がかかるのではないかとというようなところも心配するわけでありまして。

資料をみますと、第1層協議体とか第2層協議体とか、そういった言葉が出てきましたけれども、それはどういうものなのか、それも含めてお答えいただきたいと思っております。

**○議長（松尾勝利君）**

田崎保険健康課長。



## ○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えをいたします。

地域包括ケアシステムという中に、先ほど来申し上げておりますように、生活支援体制整備事業という事業を行っております。これは先ほど申し上げました4つの事業の中の一つということで、昨年度から社会福祉協議会のほうにお願いをして行っている事業です。

この事業につきましては、単身世帯等が増加し、軽度の支援を必要とする高齢者が増加する中で、生活支援の必要性が増加すること、高齢者の介護予防が求められているが、社会参加、社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながるなどから実施するものであり、具体的には、生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成、発掘等の地域資源の開発や、そのネットワーク化などを行う生活支援コーディネーター——地域支え合い推進員と言いますが、その配置を行って、また協議体というものを設置することとされているところであります。

鹿島市では、平成28年10月から鹿島市社会福祉協議会に委託をして事業を開始しました。現在2人の生活支援コーディネーターが配置され、29年3月から29年7月まで協議体設置に向けた研究会を5回開催しております。研究会では、参加自由により市民の方にも参加いただき、鹿島市の特徴、地域としてすぐれている点や地域の課題などと思うこと、どのようなサービスがあればいいかなど自由に意見交換を行っていただきました。

平成29年10月には第1層協議体を設置し、これまで2回の会議を開催しております。1回目は、協議体の説明や生活支援体制整備事業の役割など、2回目は、委員によりセミナー参加の報告やグループ討議を行っております。研究会で出された意見などをもとに、今後は協議体で議論をしていくこととなります。

その中で、先ほど申しました第1層協議体、第2層協議体ということでございますけれども、設置をいたしました協議体というのは第1層協議体でございます。

第1層協議体の役割といたしましては、市全体の区域、地域といたしますか、市全体の区域でコーディネーターと生活支援等サービスの提供主体等が参画をし、定期的な情報共有及び連携強化の場として中核となるネットワークとされています。コーディネート機能の考え方として、1つは、地域のニーズと資源の状況の見える化、2つ目に、地縁組織など多様な主体への協力依頼などの働きかけ、3点目に、関係者のネットワーク化、4点目に、目指す地域の姿、方針の共有、意識の統一、5点目に、生活支援の担い手の養成やサービスの開発とされています。

第2層協議体においては、まだ鹿島市で設置をされておられませんけれども、先ほど申し上げた日常生活圏域等において、第1層の機能のもとでより具体的な活動を行うこととされています。第1層との違いは、ニーズとサービスのマッチングを実際に行うことが示されているところでございます。

鹿島市の第1層協議体のメンバーは、地域の代表の方、区長会、民生委員さん、NPO法人の方、社会福祉法人、協同組合、ボランティア、公共交通、商工会議所、医療・介護関連、公募委員など22人のメンバーで構成をされております。

あと、リーダー育成ですか、区長さん、民生委員さん方にはこのリーダー育成ということでは御苦労かけることになろうかと思えますけれども、サービス提供については、開発については一からつくるということではなく、今ある資源を使いながらやっていくということで御協力をいただくことにはなりますけれども、できるだけ負担をかけないようなやり方で進めていきたいと思っております。

以上です。

**○議長（松尾勝利君）**

8番勝屋弘貞議員。

**○8番（勝屋弘貞君）**

区長さん、民生委員さんたちに余り負担をかけないように、やっぱり多くのリーダーに育っていただきたいと思う次第でございます。

現在、地域のボランティアとして活動されていて、ロコモ体操とか、そういったところを公民館単位で行って喜ばれていらっしゃる方もいらっしゃるというのを聞きました。現在、手いっぱいこれ以上の活動は厳しいなということをお話しされておりましたけれども、今、市では佐賀大学に依頼して、ロコモ体操、そういったものを中心とした健康促進に関する事業をやっていらっしゃいますね。25年にモデル事業として始まって、現在も好評で、28年度は毎週金曜日、69回で毎回100人前後の参加があったと、そのうち10回はリーダー育成の講座を行ったということをお聞きしました。

こういった活動をされる方々のリーダー育成講座を行って、リーダーがきちっと育っているのかなというのもちよっと思えるんですね。もっとこういった活動される方がふえてくれば、各公民館のほうでいろいろやっていただければ、本当に助かるなと思うところなんですけれども、こういったところでフォローアップですね、やっぱりただ講座を受けただけで終わらなくて、何度も何度もやってほしいというのがあるんですけれども、そういうようなところで、そういった体制を育てられないのかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

**○議長（松尾勝利君）**

田崎保険健康課長。

**○保険健康課長（田崎 靖君）**

今、御紹介いただきましたロコモ予防教室につきましては大変好評をいただいております。昨年度延べ3,000人程度の参加者がございます。

リーダー養成ということでございますが、御紹介ありましたように、昨年度1コース10回、

今年度は10月から1コース10回程度と思いますが、実施をいたしております。養成講座の実施をしているところでございます。

今後は、リーダーや協力者として活動いただけるかどうかというアンケートを今お願いしているところでございます。協力いただける方については、社会福祉協議会の中にありますボランティア活動センターやボランティア人材バンクへの登録依頼を予定して、人材の発掘とリーダーの育成を目的として、まずはこのような取り組みを進めていくことといたしております。ロコモ予防教室に来られた方に、すぐリーダーになってくださいと、教えてくださいと言うのは、なかなか厳しいのかなということで、今、グループだったら指導者というか、一緒にやっていいよというような方を募集しているというところでございます。

以上です。

**○議長（松尾勝利君）**

8番勝屋弘貞議員。

**○8番（勝屋弘貞君）**

そうですね、そういうところもあるでしょうね。でも、これは25年から5年間やっているんですよね。大体年間に2,200千円ぐらい予算がかかって、11,000千円ぐらいですから、使っているわけですね。そういうリーダーが育てば、十分リーダーでやればそんな予算も要らんのかなとか、ちょっとそういうことを思ったので、リーダーのそういったところの育成のためのフォローアップをよろしくお願ひしたいと思います。

それで、ボランティアのポイント制度についてちょっとお尋ねしたいと思います。

やっぱりなかなか無償では協力が得られないので、今、広域圏のほうでボランティアポイント制度があると思いますけれども、どういう状況なのか、仕組み等も含めて御説明いただけますでしょうか。

**○議長（松尾勝利君）**

田崎保険健康課長。

**○保険健康課長（田崎 靖君）**

お答えをします。

ボランティアポイントにつきましては、杵藤地区広域市町村圏組合サポーター事業というものに取り組んでおります。これは介護支援ボランティア活動——サポーター活動と呼んでおりますが、これを通じて地域に貢献いただき、御自身の介護予防を推進し、健康と生きがいを感じ、元気に暮らしていただくことを目的とした事業になっております。

事業内容は、活動を希望される方が登録をされ、受入期間での活動を行い、ポイントをためるものとなっております。

その活動内容につきましては、施設でのレクリエーションの指導やお茶出し、配膳の補助、話し合い、また、高齢者ふれあいサロンでの活動などでございます。1時間の活動でスタン

プ1個、100ポイントがたまり、100ポイント100円で、年間5千円を上限に換金されるという仕組みになっております。

平成28年度末で鹿島市内の登録者は108人、活動者は78人、活動日数は延べ901日となっております。換金額は、広域圏全体の平均で3,500円程度となっております。

鹿島市では、施設のほかに、会食会やサロンなども活動場所に登録して活動を行っていただいているところでございます。

今後も、周知を図りながら活動を広めていきたいと考えているところであります。

**○議長（松尾勝利君）**

8番勝屋弘貞議員。

**○8番（勝屋弘貞君）**

じゃ、このポイント制度というのは、今後、地域包括ケアシステムの中で、地域のほうでいろいろされる方々にも適用されるということによろしいですね。はい、わかりました。

市民と住民の協力、本当にこういう社会になりましたので、不可欠というところで、福祉について地域が主体となって取り組むという考え、これが果たして浸透していくのかなというふうな疑問視をしたところもあります。医療費、介護費の予算がばんばんになって、税金で払うのか、お互い助け合いましょうと労働奉仕をするのか、そういう二者択一なのかなと、国がこういうことをやっているのかなというふうに思うところもあるんです。でも、やっぱりいいまちにしたいなというところもあって、やっぱり鹿島市は安全で安心で福祉が充実したまちにしたいというところで、やっぱり一人一人の協力をし合っていいまちにせにゃいかんというところなんですよ。今の流れを聞いて、市長、最後に改めて、福祉についてそれぞれまとめていただければと思います。

以上です。

**○議長（松尾勝利君）**

樋口市長。

**○市長（樋口久俊君）**

もうほとんど時間がございせんが、ちょっとお許しを得て——大丈夫ですよ。（「十分あります」と呼ぶ者あり）

今、第二次計画をつくるときにアンケートをしたと。アンケートをさっき課長が御説明しておりました。互助というのは、あんまり境界はそんなにないんですよ。おっしゃったように、もともとあったような話を整理の仕方を変えたんじゃないかと、私はそう思っております。

ただ、アンケートの中でちょっとだけ気になる点があったんですよ。1つ、2つ挙げますと、本来、住民相互が自主的に支え合わないといけないという前提ですけれども、他人には余りかわりたくないというような答えが1つございましたね。

もう一つは、困ったら誰に相談するかという質問があったと思いますが、家族とか親族とか友人とか、そういう人に、隣近所の人に頼むということではなくて、市の相談窓口は自分の職場とか、それから医療機関などに頼むというふうに、このところ少しシフトしているんですよ。

それから、最後のところが、実はこれまで御質問にあったのと深い関係があるのかもしれませんが、地域の福祉の担い手、区や民生委員、児童委員という人たちをお願いしたいということではなくて、社協が担うのがいいんじゃないかという答えが出てきたように思っております。それは、社会福祉協議会の評価や認知度が上がったという意味では歓迎してもいいのかもしれませんが、行政の立場からしますと、もう少し現場の様子を見ると、地域で頑張っていたきたいなという気持ちがないわけではありません。特に最初の2つの意見を見ていると、この福祉計画で考えられたように、皆さんの気持ちが総体として互助というものからどうも少しずつ後ろへ下がってきているんじゃないかという気がいたします。

一般的には、鹿島の人たちは相互のきずながかたいとか、信頼関係が強い、市民力、団結力はあるというふうにも評価されているわけですが、私自身もそう思っているんですが、福祉という切り口、それから地域福祉という視点から見ますと、やや我々は懸念を持たないといけないという結果にこのデータ上はなっているんじゃないかと思っております。とすれば、互助という言葉が、辞典的には調べればすぐわかりますけれども、実態的にはそれほどまだ理解をされるという状況になっていない。浸透させるにはよほど手間暇がかかるんじゃないかと。そういう意味では、さっきからお話ありがとうございました、研修会をやるとか、勉強会をやるとか、いろんな手段を通じて浸透というものを図っていかないとけないんじゃないかと。ボランティア性、任意性は十分我々の地域は持っていると思っておりますので、そういう面の努力は必要じゃないかなというのと、議員が全体として懸念をしておられた分は、このデータ上はわかるかなという気がいたしております。でも、私たちのまちはそんな心配はなくて、みんなで頑張ればちゃんとこの互助の精神も、今までになかった考え方がしっかりと根づくんじゃないかと、そう思っているところでございます。

#### ○議長（松尾勝利君）

以上で8番議員の質問を終わります。

よって、本日の日程はこれにて終了いたします。

明16日から19日までの4日間は休会とし、次の会議は20日午前10時から開き、委員長報告及び議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時24分 散会